

令和 8 年度

山口県交通安全実施計画

山口県交通安全対策会議

ま え が き

「令和 8 年度山口県交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法（昭和 4 5 年法律第 1 1 0 号）第 2 5 条第 3 項の規定に基づき、「第 1 2 次山口県交通安全計画」（令和 8 年度～令和 1 2 年度）に沿って、山口県及び国の指定地方行政機関が令和 8 年度において講じる本県の陸上交通の安全に関する具体的施策について取りまとめたものであるとともに、県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」の施策別計画として位置付けられている。

全国に比べ早いペースで高齢化が進む本県においては、歩行者、運転者の両面から、総合的な高齢者対策の推進が重要な課題となっている。

昨年の交通情勢は、交通事故死者は 3 1 人と前年より減少、令和 4 年と並び統計が残る昭和 2 6 年以降最小となり、「第 1 1 次山口県交通安全計画」の目標（交通事故死者数 3 6 人以下）を達成した。一方で、重傷者数は 4 2 8 人となり、同計画の目標（交通事故重傷者数 3 9 0 人以下）は未達成であった。今後、「第 1 2 次山口県交通安全計画」に基づく交通事故防止対策の一層の強化が必要である。

「令和 8 年度山口県交通安全実施計画」は、「第 1 2 次山口県交通安全計画」において定める「推進上留意すべき事項」である、交通社会を構成する三要素（人間、交通機関、交通環境）の考慮、これから 5 年間ににおいて特に注視すべき事項、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進、地域ぐるみの交通安全対策の推進を前提とし、「施策の方向」として、①交通安全思想の普及徹底、②通学路等における交通安全対策の推進、③高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進、④救助・救急活動、被害者等支援の充実、⑤運輸安全マネジメント制度の充実・強化を掲げ、それぞれの実施機関が相互に連携を密にして、本県の陸上交通各般にわたる諸施策を総合的な見地から積極的に推進し、安全で安心な交通社会の実現を目指すものとする。

令和8年度山口県交通安全実施計画

目 次

第1	道路交通の安全	1
1	交通安全思想の普及の徹底	1
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	1
ア	幼児に対する交通安全教育の推進	1
イ	小学生に対する交通安全教育の推進	1
ウ	中学生に対する交通安全教育の推進	2
エ	高校生に対する交通安全教育の推進	4
オ	成人に対する交通安全教育の推進	5
カ	高齢者に対する交通安全教育の推進	7
キ	障害者に対する交通安全教育の推進	8
ク	外国人に対する交通安全教育の推進	9
ケ	交通事犯により保護観察に付された者に対する 保護観察の充実	9
(2)	効果的な交通安全教育の推進	9
(3)	普及啓発活動の推進	10
ア	交通安全運動の推進	10
イ	歩行者の安全確保	11
ウ	自転車の安全利用の推進	13
エ	自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進	15
オ	新しい小型モビリティの安全対策	20
カ	その他	20
(4)	民間団体等の主体的活動の推進	23
ア	民間団体への支援の充実	23
イ	交通ボランティアの養成	23
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	24
2	道路交通環境の整備	24
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	24
ア	生活道路における交通安全対策の推進	24
イ	通学路等における交通安全の確保	24
ウ	高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	24
(2)	高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	26
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進	26
ア	事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	26
イ	事故危険箇所対策の推進	26
ウ	幹線道路における交通規制	26
エ	重大事故の再発防止	26
オ	適切に機能分担された道路網の整備	26
カ	高速自動車道国道等における交通事故防止対策の推進	28
キ	道路の改築等による交通事故対策の推進	29
ク	交通安全施設の高度化	29
(4)	交通安全施設等の整備事業の推進	29
ア	交通安全施設等の戦略的維持管理	29

イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	29
ウ	幹線道路対策の推進	29
エ	交通円滑化対策の推進	29
オ	I T S（高度道路交通システム）の推進による安全で 快適な道路交通環境の実現	29
カ	道路交通環境整備への住民参加促進	29
キ	連絡会議等の活用	29
(5)	高齢者等の移動手段の確保・充実	31
(6)	歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進	31
(7)	無電柱化の推進	31
(8)	効果的な交通規制の推進	32
(9)	自転車利用環境の総合的整備	32
ア	安全で快適な自転車利用環境の整備	32
イ	自転車等の駐車対策の推進	32
(10)	I T S（高度道路交通システム）の活用	33
ア	道路交通情報通信システムの整備	33
イ	U T M S（新交通管理システム）の推進	33
ウ	交通事故防止のための運転支援システムの推進	33
エ	E T C 2. 0等デジタルデータの活用推進	34
オ	道路運送事業に係る高度情報化の推進	34
(11)	交通需要マネジメントの推進	34
ア	公共交通機関利用の促進	34
イ	貨物自動車利用の効率化	34
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	35
ア	災害に備えた道路の整備	35
イ	災害に強い交通安全施設等の整備	35
ウ	災害発生時における交通規制	35
エ	災害発生時における情報提供の充実	35
(13)	総合的な駐車対策の推進	36
ア	きめ細かな駐車対策の推進	36
イ	違法駐車対策の推進	36
ウ	駐車場等の整備	37
エ	違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	37
オ	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	37
(14)	道路交通情報の充実	38
ア	情報収集・提供態勢の充実	38
イ	I T S（高度道路交通システム）を活用した 道路交通情報の高度化	38
ウ	分かりやすい道路交通環境の確保	38
(15)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	39
ア	道路の使用及び占用の適正化等	39
イ	休憩施設等の整備の推進	39
ウ	こどもの遊び場等の確保	39
エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	40
オ	地域に応じた安全の確保	40
3	安全運転の確保	41
(1)	運転者教育等の充実	41
ア	運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	41
イ	運転者に対する再教育等の充実	42
ウ	妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習 での再教育	43

エ	二輪車安全運転対策の推進	4 3
オ	高齢運転者対策の充実	4 4
カ	外国人運転者対策の強化	4 6
キ	自動車安全運転センターの業務の充実	4 6
ク	自動車運転代行業の指導育成等	4 6
ケ	自動車運送事業等に従事する運転者に対する 適性診断の充実	4 7
コ	危険な運転者の早期排除	4 7
(2)	運転免許制度の改善	4 7
(3)	自動運転等の安全の確保と支援	4 8
(4)	安全運転管理の推進	4 8
(5)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	4 9
ア	運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	4 9
イ	運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶	4 9
ウ	ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の 開発・普及促進	5 0
エ	少子超高齢社会における交通事故の防止対策	5 0
オ	業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた 交通事故防止対策	5 1
カ	事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	5 1
キ	運転者の健康起因事故防止対策の推進	5 1
ク	自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	5 2
ケ	自動車運送事業安全性評価事業の促進等	5 2
コ	トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化	5 2
(6)	交通労働災害の防止等	5 3
ア	交通労働災害の防止	5 3
イ	運転者の労働条件の適正化等	5 3
(7)	道路交通に関する情報の充実	5 3
ア	危険物輸送に関する情報提供の充実等	5 3
イ	国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	5 4
ウ	気象情報等の充実	5 4
4	道路交通秩序の維持	5 5
(1)	交通指導取締りの強化等	5 5
ア	一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	5 5
イ	高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等	5 7
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	5 8
(3)	暴走族等対策の推進	5 8
5	車両の安全性の確保	5 9
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	5 9
(2)	自動運転車の安全対策・活用の推進	6 0
(3)	自動車アセスメントによる 安全な自動車等の普及促進	6 0
(4)	自動車の検査及び点検整備の充実	6 1
(5)	リコール制度の充実・強化	6 2
(6)	自転車の安全性の確保	6 2
6	救助・救急活動の充実	6 3
(1)	救助・救急体制の整備	6 3
(2)	救急医療体制の整備	6 4
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	6 5

7	被害者等支援の充実と推進	6 5
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	6 5
(2)	損害賠償請求に関する援助活動の推進	6 6
(3)	交通事故被害者等支援の充実強化	6 7
8	研究開発の充実	6 8
(1)	高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	6 8
(2)	車両の安全に関する研究の推進	6 8
(3)	交通安全対策の評価・効果予測方法の充実	6 8
(4)	安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究	6 9
(5)	交通反則金の納付方法の多様化	6 9
第2	鉄道交通の安全	7 0
1	鉄道交通環境の整備	7 0
(1)	鉄道施設等の安全性の確保	7 0
(2)	運転保安設備等の整備	7 0
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	7 0
3	鉄道の安全な運行の確保	7 1
(1)	保安監査の実施	7 1
(2)	運転士の資質の保持	7 1
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	7 1
(4)	気象情報等の充実	7 1
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	7 2
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	7 2
(7)	計画運休への取組	7 3
4	鉄道車両の安全性の確保	7 3
5	救助・救急活動の充実	7 3
第3	踏切道における交通の安全	7 5
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等 立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	7 5
2	踏切道の統廃合の促進	7 5
3	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	7 6
4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	7 6

令和8年度山口県交通安全実施計画			
第1 道路交通の安全			
種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		教育庁（地連・学安）
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進		県総務部（学文） 県健康福祉部（こども政策）
1 計画の実施方針及び重点施策			
幼児に対する交通安全教育は、将来の社会生活における基礎的土台となりえる交通安全教育施策である。その実現に向けては幼児の心身の発達段階や地域の実情に応じて、幼児に交通ルールの存在を認知させ、基本的な交通ルールと道路を安全に通行するための基本的な知識・技能を習得させることを第一義目標とするとともに、最も身近な行動模範である保護者に対しても教育活動の充実を推進する。			
2 計画の内容			
(1) 交通移動教室班等による交通安全指導の推進			
幼稚園・保育所・認定こども園等と連携・協力を図り交通移動教室班等を派遣するなど、教職員、幼児そして保護者を対象に参加・体験型の交通安全教育を推進する。			
特に保護者へは自転車乗車時のヘルメット着用の重要性も併せて広報を推進する。			
(2) 家庭内における交通安全教育の推進			
幼児の保護者が家庭において適切な指導が行えるよう、保護者を対象とした交通安全教育を推進する。その際に幼児が道路通行時に安全優先の選択ができる内容構成や、保護者が幼児と同行して確認する等、幼児目線での安全確認に重点を置いた内容構成とする等、家族ぐるみで取り組める内容とする。			

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	教育庁（学安・地連）
項 目	(2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		警察本部（交企）
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進		県総務部（学文）
1 計画の実施方針及び重点施策			
小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識、技能及び態度を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標として推進する。			
2 計画の内容			
(1) 交通安全教育の計画的、組織的な推進			
ア 全教職員が交通問題の現状を踏まえ、交通安全教育の意義・目的についての認識を深め、学校の全ての教育活動を通して交通安全教育・指導を徹底するよう、教育課程に明確に位置付け、効果的な交通安全指導計画を策定する。			
イ 交通安全教育を計画的・効果的に実施するため、危険予測学習（KYT）等の指導用資料等を有効に活用するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教職員等を対象とした研修会を計画的、組織的に実施する。			
ウ 児童の交通状況について、全般にわたり実態を的確に把握して、地域・学校の実態に応じた			

指導体制の確立を図る。

エ 学校安全指導者養成研修に教職員を派遣し、県下の中核的な指導者を養成するなど、指導者の資質の向上を図る。

(2) 交通安全意識の高揚を図る効果的な指導法の研究

ア 教科、特別の教科、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。

イ 児童の交通に関する生活体験を基に、交通安全に対する意識を高めるとともに、児童会活動を通じて交通事故防止に向けた活動を推進し、自主的・実践的態度の育成を図る。

ウ 関係機関・団体等の主催する各種研修会への教職員の積極的な参加を奨励し、効果的な指導法に関する研究を推進する。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との緊密な連携による指導の推進

ア 小学校において実施する交通安全教育の支援を交通関係機関・団体に依頼し、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

イ 地域の交通ボランティアやスクールガード等と密接に連携して、通学路における児童に対する安全行動の指導を行うとともに、関係機関と連携した通学路の安全点検等を実施し、校区内の安全指導・管理の充実・強化に努める。

ウ 「やまぐち子ども安全マップシステム」を導入し、児童生徒が作成する安全マップをデジタル化することで、自らの命を守る力の育成と地域全体の安全体制の強化を図る。

エ 交通事故の未然防止のために、広域的な立場から生徒指導の充実を図り、交通安全についての学校間の連携を密接にし、早期対策の構築等、指導体制を充実・強化する。

オ 自転車の個人賠償責任保険や傷害保険について、児童、保護者へ啓発する。

カ 自転車乗車中のヘルメット着用について、児童、保護者へ啓発する。

(4) 参加・体験型の交通安全教育の推進

交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班が行う交通安全教室、各警察署の交通安全教室等、参加・体験型の交通安全教育を推進する。

(5) 交通安全こども自転車大会の開催

児童の自転車利用時の交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携して交通安全こども自転車山口県大会を開催し、学科・実技試験等の競技を通じて交通ルールに対する理解を深め、自転車の技能を向上させる。

(6) 家庭内における交通安全教育の推進

児童の保護者が家庭において適切な指導が行えるよう、保護者を対象とした交通安全教育を推進する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	教育庁（学安・地連）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		警察本部（交企）
細 目	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進		県総務部（学文）
1 計画の実施方針及び重点施策			
中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識、技能及び態度を十分に習得させるとともに、道路を通行			

する場合は、思いやりと助け合いの心を持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標として推進する。

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の計画的、組織的な推進

- ア 全教職員が交通問題の現状を踏まえ、交通安全教育の意義・目的についての認識を深め、学校の全ての教育活動を通して交通安全教育・指導を徹底するよう教育課程に明確に位置付け、効果的な交通安全指導計画を策定する。
- イ 交通安全教育を計画的・効果的に実施するため、危険予測学習（KYT）等の指導用資料等を有効に活用するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教職員等を対象とした心肺蘇生法を含めた研修会を計画的、組織的に実施する。
- ウ 生徒の交通状況について、全般にわたり実態を的確に把握して、地域・学校の実態に応じた指導体制の確立を図る。
- エ 学校安全指導者養成研修に教職員を派遣し、県下の中核的な指導者を養成するなど、指導者の資質の向上を図る。

(2) 交通安全意識の高揚を図る効果的な指導法の研究

- ア 教科、特別の教科、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。
- イ 生徒の交通に関する生活体験を基に、交通安全に対する意識を高めるとともに生徒会活動を通じて交通事故防止に向けた活動を推進する。
- ウ 関係機関・団体等の主催する各種研修会への教職員の積極的な参加を奨励し、効果的な指導法に関する研究を推進する。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との緊密な連携による指導の推進

- ア 中学校において実施する交通安全教育の支援を交通関係機関・団体に依頼し、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。
- イ 地域の交通ボランティア、スクールガード等と密接に連携して、通学路における生徒に対する安全な行動の指導をするとともに、関係機関と連携した通学路の安全点検等を実施し、校区内の安全指導・管理の充実・強化に努める。
- ウ 「やまぐち子ども安全マップシステム」を導入し、児童生徒が作成する安全マップをデジタル化することで、自らの命を守る力の育成と地域全体の安全体制の強化を図る。
- エ 交通事故の未然防止のために、広域的な立場から生徒指導の充実を図り、交通安全についての学校間の連携を密接にし、早期対策の構築等、指導体制を充実・強化する。
- オ 自転車の個人賠償責任保険や傷害保険について、生徒、保護者へ啓発する。
- カ 自転車乗車中のヘルメット着用について、生徒、保護者へ啓発する。

(4) 参加・体験型の交通安全教育の推進

交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班が行う交通安全教室、各警察署の交通安全教室等、参加・体験型の交通安全教育を推進する。

(5) 自転車のマナーアップの推進

自転車の交通ルールの周知徹底を図るため、各学校単位で、生徒の自主的な自転車安全利用の指導等を行う少年セーフティリーダーズの活動を推進するとともに、自転車指導警告票の情報を

活用して、生徒一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	教育庁（学安・地連）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		警察本部（交企・運免）
細 目	エ 高校生に対する交通安全教育の推進		県総務部（学文）
1 計画の実施方針及び重点施策			
高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することのできる健全な社会人を育成することを目指して推進する。			
2 計画の内容			
(1) 交通安全教育の計画的、組織的な推進			
ア 全教職員が交通問題の現状を踏まえ、交通安全教育の意義・目的についての認識を深め、学校の全ての教育活動を通して交通安全教育・指導を徹底するよう、教育課程に明確に位置付け、効果的な交通安全指導計画を策定する。			
イ 交通安全教育を計画的・効果的に実施するため、危険予測学習（KYT）等の指導用資料等を有効に活用するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教職員等を対象とした心肺蘇生法を含めた研修会を計画的、組織的に実施する。			
ウ 生徒の交通状況について全般にわたり実態を的確に把握して、地域・学校の実態に応じた指導体制の確立を図る。			
エ 学校安全指導者養成研修に教職員を派遣し、県下の中核的な指導者を養成するなど、指導者の資質の向上を図る。			
(2) 交通安全意識の高揚を図る効果的な指導法の研究			
ア 教科、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な探究の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全利用、二輪・自動車の特性、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施する。			
イ 生徒の交通に関する生活体験を基に、交通安全に対する意識を高めるとともに、生徒会活動を通じて交通事故防止に向けた活動を推進し、自主的・実践的態度の育成を図る。			
ウ 関係機関・団体等の主催する各種研修会へ教職員の積極的な参加を奨励し、効果的な指導法に関する研究を推進する。			
(3) 家庭、地域社会、関係機関等との緊密な連携による指導の推進			
ア 高等学校において実施する交通安全教育の支援を、交通関係機関・団体に依頼し、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。			
イ 関係機関と連携した通学路の安全点検等を実施し、交通環境の改善に努める。			
ウ 交通事故の未然防止のために、広域的な立場から生徒指導の充実を図り、交通安全についての学校間の連携を密接にし、早期対策の構築等、指導体制を充実・強化する。			
エ 二輪車の安全に関する指導について、生徒の実態や地域の実情に応じて、二輪車の安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る。			

とともに、二輪車の実技指導等を含む交通安全教育の充実を図る。

オ 学校管理下における自転車乗車中のヘルメット着用を義務化したことから、着用の向上を図る。

カ 自転車の個人賠償責任保険や傷害保険について、生徒、保護者へ啓発する。

(4) 参加・体験型の交通安全教育の推進

交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班の派遣、各警察署の交通安全教室等、参加・体験型の交通安全教育及びバイク通学者に対する実技を加えた交通安全講習を推進する。

(5) プレドライバー教育の推進

ア 免許取得直前の高校生を対象に、健全な交通社会人を育成するために必要な規範意識の醸成を図るとともに、ドライバーとしての基本的な知識・技能・マナー等の教育を行う「プレドライバー教育」を関係機関・団体と協力して推進する。特に、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先させる義務について強く周知する。

イ 令和8年4月から、普通免許等の仮運転免許取得年齢が17歳6か月に引き下げされたことについて周知を図るとともに、運転免許の取得年齢は引き続き18歳以上であることから、仮運転免許期間中の違法な運転や交通事故を防止するため、教育委員会や学校、自動車教習所等の関係機関と連携し、交通安全教育を推進する。

(6) 同乗者教育の推進

交通安全学習館や各警察署が開催する交通安全教室・講習会等において、同乗による交通事故の実態や助手席・後部座席に同乗する際のシートベルト・ヘルメットの正しい着用等、同乗者教育を推進する。

(7) 立場交換型講習会の開催

高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者を取り巻く他の世代に対して高齢者特有の交通行動を理解させる立場交換型講習会を開催する。

(8) 自転車マナーアップの推進

自転車の交通ルールの周知徹底を図るため、各学校単位で、生徒の自主的な自転車安全利用の指導等を行う少年セーフティリーダーズの活動を推進するとともに、自転車指導警告票の情報を活用して、生徒一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図る。

また、自転車乗用中の死傷者数は、高校生が最も多いことから、こうした実態について高校生や保護者等への理解が浸透するよう周知等に留意する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企・運免） 教育庁（地連・学安） 県環境生活部（県民）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
細 目	オ 成人に対する交通安全教育の推進		
1 計画の実施方針及び重点対象			
成人に対する交通安全教育は、自動車の安全運転の観点から運転免許取得時及び運転免許取得後の教育を中心として行うほか、社会人や大学生等幅広い世代を対象とした交通安全教育の充実に努める。			
運転免許取得時の教育は、指定自動車教習所における教習が中心となることから、指定自動車教習所指導員の能力を高めることにより教育水準の一層の向上に努める。			
2 計画の内容			

(1) 地域・職域における運転者教育の推進

ア シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用や速度の抑制、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等、交通ルールの遵守を主眼とした運転者教育を促進する。

イ 飲酒運転を防止するため、酒酔い体験ゴーグルを活用した体験型講習を推進する。

ウ 安全運転管理者、運行管理者等の指導者に対する講習を強化し、職場における交通安全教育を促進する。

エ 重大交通事故発生現場における講習会を開催するなど、交通安全効果の高い講習を推進する。

オ 一般ドライバーが、電動車いす講習会等へ参加することにより、ドライバー・電動車いす利用者相互の理解を図る。また、交通安全学習館において一般ドライバー向けの講習実施時に、立場交換型講習として、電動車いすの使用体験により相互立場の理解促進を図る。

カ 交通安全学習館における参加、体験型の交通安全研修を推進する。

キ 自転車は極めて身近な交通手段であることから、事故を防止するため更新時講習等あらゆる機会を捉え、自転車利用時のヘルメット着用を始めとした自転車の安全を確保するための交通安全教育を推進するとともに、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）制度の周知を図り、自転車利用者の交通ルールに対する遵守意識を醸成する。

ク 大学生や専修学校生等に対して、自転車、特定小型原動機付自転車や二輪車・自動車の交通事故・利用等の実態に応じた交通安全教育の充実を推進する。

(2) 社会教育関係団体（PTA・婦人会・こども会等）や地域活動連絡協議会（各地域交通安全母の会）等の団体活動を通じての交通安全に対する意識の高揚

ア 各団体等の総会やリーダー研修会等で、地域における団体（グループ）活動の活性化を図り、家庭や地域における交通安全活動を推進する。

イ 各団体等の学習活動、研修会、集会等で交通安全意識の高揚を図る。

ウ 山口県交通安全母の会が実施する交通安全高齢者世帯訪問活動を支援し、広く県民の交通安全に対する意識の高揚を図る。

(3) 社会教育講座等を通じての交通安全意識の高揚

ア 市町が開設する各種講座等で交通安全意識の高揚に努める。

イ 社会教育主事や公民館主事を始め、関係行政機関の職員及び社会教育関係団体等の指導者の研修会において、交通安全を含む危機管理に関する学習を設定し、指導者の資質の向上に努める。

(4) 同乗者教育の推進

自動車等同乗中の交通事故被害の実態や、助手席・後部座席等に同乗する際のシートベルト・ヘルメットの正しい着用等について、同乗者教育を推進する。

(5) 教職員や企業・自治体等に対する講習会の開催

教職員に対し、学校における交通安全教育の重要性を訴える講習会の開催や企業・自治体等の交通安全担当者に対する交通安全教育についての講習会を開催する。

(6) 立場交換型講習会の開催

歩行者擬似体験教育装置（通称名：わた郎君）等を活用し、高齢者を取り巻く他の世代に対して高齢者特有の交通行動を理解させる立場交換型講習会を開催する。

(7) 各種事業所等に対する飲酒運転防止講習会の開催

地域の事業所に対し、飲酒運転による交通事故実態や飲酒運転の危険性を理解させる飲酒運転防止講習会を開催する。

(8) 指定自動車教習所の教習水準の向上

指定自動車教習所に対する教習立会を実施すること等により、適正な教習が行われるよう教習内容の充実を図るとともに技能検定員等の資質を向上させる。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企・運免） 教育庁（地連） 県環境生活部（県民）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
細 目	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
高齢化社会の進展を背景に、交通事故に占める高齢者の割合は高水準で推移していることから、高齢者に対しては、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響を理解させる。特に、歩行者については、横断歩道外横断等に起因する死亡事故が発生していることへの注意喚起や横断時における特性に基づいた交通安全教育の実施に努める。			
2 計画の内容			
(1) 参加・体験型の交通安全教育の推進			
交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班の派遣等、参加者が理解を深めるための工夫を凝らした参加・体験型の交通安全教育を推進する。			
(2) 現場講習会の開催			
重大交通事故現場で、事故事例を活用した効果的な現場講習会を開催し、交通安全意識の高揚を図る。			
(3) 反射材貼付・着用活動の強化			
歩行中の交通事故死者数の中で高い割合を占める高齢者に対し、反射材用品等の活用について、各種広報媒体を用いた積極的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体、関係機関・団体等と連携して、反射材用品等の視認効果を理解させるセーフティ・ナイト・スクール等、参加・体験型の交通安全教育を強化し、その普及促進を図る。また、反射材用品等の身の回り品への組込みを推奨する。			
(4) 高齢ドライバーの交通事故防止対策の推進			
加齢に伴う高齢者自身の身体機能の変化を自覚させるため、運転適性検査機器を活用したチェック型講習会や自動車学校での実車を使用した「交通安全定期診断」のほか、ドライブレコーダーを活用した交通安全指導等、参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、高齢運転者標識の貼付を推進する。また、高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努める。			
(5) 電動車椅子利用高齢者の交通事故防止対策の推進			
利用者に対する体験型の講習会を開催するとともに、製造メーカーで組織する団体等と連携して、購入時における安全利用に向けた指導・助言を徹底する。また、電動車椅子が道路交通法上「歩行者」とみなされることを他の交通主体にも広く理解されるよう啓発に努める。			
(6) 街頭での個別指導の強化			
高齢者が利用する機会の多い薬局、病院、福祉事業所等で、反射材を直接配布するほか、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるといった交通安全に関するワンポイ			

ントアドバイスを行い、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。

(7) 高齢者宅戸別訪問指導の実施

関係機関等と連携して、「交通安全いきいきチェックシート」や「高齢ドライバー向け車維持比較チェックシート」等の資料を活用し、真に高齢者の交通事故防止に繋がるようきめ細やかな指導を実施する。

(8) 社会教育講座等を通じての交通安全意識の高揚

市町の開設する高齢者交通教室等において、高齢者の交通安全意識の高揚を図るよう、情報提供を行う。また、市町が実施している介護予防教室等、高齢者が多数参加している場を活用し、これに積極的に参画した効果的な交通安全教育を推進する。

(9) 交通安全母の会による活動の促進

山口県交通安全母の会が実施する高齢者宅を訪問しての個別交通安全指導等の活動を支援し、活動の一層の促進を図る。

(10) 高齢者関係団体等を通じた支援体制の構築と各種交通安全教育の推進

平素から高齢者と接する機会の多い民生委員や社会福祉等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等を実施するなど、日常的に必要な知識の習得が行われるよう、地域ぐるみの支援体制を構築するほか、老人クラブや高齢者福祉団体等における交通安全部会の設立、高齢者関係団体と連携した指導者の育成・研修等、交通安全教育を推進する。

(11) 交通指導員等ブロック連絡協議会の活性化と研修会の開催

県下の交通指導員等ブロック連絡協議会の活性化と支援を推進するとともに、交通指導員等に対するパワーアップ研修会等を開催する。

(12) 高齢者の交通事故防止県民運動の実施

高齢者が関与する重大事故の発生を抑止するため、県民が一体となった運動を実施し、県民一人一人が高齢者を交通事故から守る意識高揚を図るとともに、高齢者に対しても交通ルールを遵守し、自らの身を守る行動を習慣付ける。

○ 運動期間 令和8年11月9日～11月15日、令和9年3月9日～3月15日

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 県健康福祉部（障支）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
細 目	キ 障害者に対する交通安全教育の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
障害者の積極的な社会参加に伴い、障害者被害の交通事故の増加が懸念されることから、関係機関・団体と連携して、交通安全に必要な知識、技能及び態度を習得できるよう、障害者を対象とした交通安全教育を推進する。			
2 計画の内容			
(1) 交通安全学習館における参加・体験型交通安全教育の推進			
交通安全学習館における交通安全研修や出張型講習等を通じて、障害の内容、程度に応じたきめ細かで段階的な交通安全教育を推進する。			
(2) 効果的な交通安全教育の推進			
身近な場所における出張型講習会を開催する際、字幕入りのビデオを活用するなど、効果的な交通安全教育を推進する。			
(3) 身体障害者標識及び聴覚障害者標識の周知			

身体障害者標識及び聴覚障害者標識関連規定の広報を徹底し、同標識の周知を図るとともに、一般ドライバー、その他の交通参加者等に対する障害者の保護規定の周知徹底を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
細 目	ク 外国人に対する交通安全教育の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

関係機関・団体・企業と連携して、外国からの研修生等に対し、我が国の道路交通法規の習熟を中心とした交通安全教育を推進する。

2 計画の内容

関係機関・団体・企業と連携し、偽造国際運転免許証の利用を防止するとともに、外国人向けの教材の充実を図り、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教育を推進する。

また、外国人を雇用する使用者等の交通安全意識を高め、雇用している外国人向け講習会等の開催や大学等に留学している外国人に対して講習会等の参加を促進する。特に、特定技能制度等により国内で働く外国人運転者に対しては、雇用者や関係機関等による交通安全対策等を推進する。

さらに、訪日外国人を始めとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界、シェアサイクル事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企）
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
細 目	ケ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実		
1 計画の実施方針及び重点施策 集団及び個別の処遇に当たる保護観察官並びに保護司の処遇能力の充実を図る。			
2 計画の内容 交通事犯による保護観察対象者に対して、飲酒運転防止プログラム等の問題性に焦点を絞った効果的な交通安全教育を実施する。			

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 教育庁（地連・学安）
項 目	(2) 効果的な交通安全教育の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得するため、参加・体験型の交通安全教室の開催により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。			
また、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用等、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。			
2 計画の内容			
(1) 「地域コミュニティ防犯力促進会議」の開催			
交通安全と防犯を組み合わせた意識啓発イベントを市町と連携して開催する。			
(2) 飲酒運転防止講習会の開催			
地域の事業所ドライバーを対象に、参加・体験型の講習会を開催し、飲酒運転の危険性等を理			

解させるとともに、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態や罰則等について周知徹底し、飲酒運転防止に対する意識高揚を図る。

(3) 交通安全こども自転車大会の開催

児童の自転車利用時の交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携して交通安全こども自転車山口県大会を開催し、交通ルールに対する理解を深め、自転車の技能を向上させる。

(4) 二輪車安全運転競技大会の開催

二輪車の交通事故を防止するため、一般財団法人山口県交通安全協会と連携して、二輪車安全運転山口県大会を開催し、二輪車運転者の安全意識の高揚を図る。

(5) 交通安全学習館を活用した交通安全教育の推進

交通安全学習館等の施設を活用し、こどもから高齢者まで全ての人を対象とした交通安全研修等の参加・体験型の交通安全教育を推進する。

(6) シニア交通安全教室の開催

高齢ドライバーの交通事故防止を図るため、交通安全講習会等の出張型のシニア交通安全教室を積極的に開催する。

(7) 無事故・無違反コンテスト１５０の実施

関係機関・団体と連携して、交通安全山口県対策協議会主催の「２０２６無事故・無違反コンテスト１５０」を実施し、ドライバーの交通安全意識の高揚を図る。

○ 実施期間 ７月４日～１１月３０日

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	県環境生活部（県民） 警察本部（交企）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	ア 交通安全運動の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
県民一人一人に広く交通安全思想を普及・浸透させ、交通ルール・交通マナーの向上を図るため、各季の交通安全運動を通じて、県民自ら交通安全意識の高揚と道路環境の改善に向けた取組を推進する。また、交通安全山口県対策協議会（会長 山口県知事、構成機関 166機関・団体）を推進母体として、関係機関・団体と連携し、組織的・継続的な交通安全運動を展開する。			
2 計画の内容			
(1) 活動の重点			
○ 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保			
○ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上			
○ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底			
○ 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進			
(2) 各種交通安全運動の展開			
○ 年間スローガン 「住みよい山口 いつも心に 交通安全」			
○ 年間運動 ～「交通マナーアップやまぐち」キャンペーン～			
・ 無事故・無違反コンテスト「2026無事故・無違反コンテスト150」の実施 (実施期間：7月4日～11月30日)			
○ 交通安全運動			
・ 春の全国交通安全運動 (4月 6日～ 4月15日)			

- ・ 夏の交通安全県民運動 (7月11日～ 7月20日)
- ・ 秋の全国交通安全運動 (9月21日～ 9月30日予定)
- ・ 高齢者の交通事故防止県民運動 (11月 9日～11月15日)
(令和9年3月9日～同年3月15日)
- ・ 年末年始の交通安全県民運動 (12月10日～ 令和9年1月3日予定)

○ 交通安全の日

- ・ 県民交通安全の日 (毎月 1日、ただし4月と1月は8日)
- ・ 横断歩道ハンドサイン運動推進の日 (毎月 5日)
- ・ 反射材・ハイビーム活用促進の日 (毎月 9日)
- ・ 高齢者の交通安全日 (毎月15日)
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日 (4月10日、9月30日)

(3) 交通死亡事故多発に伴う緊急対策の実施

県内において交通死亡事故が連続・集中的に発生した場合に、地域住民に注意を喚起するとともに、関係機関・団体の連携協力により、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故多発の沈静化を図る。

(4) その他の運動の推進

ア 信号機のない横断歩道において、横断歩行者とドライバーが相互に合図を行って意思疎通を図る「横断歩道ハンドサイン運動」を推進し、横断歩道における歩行者優先意識の醸成を図る。

イ 自動車のライトは、他車を幻惑させる場合や、交通の妨げになる場合以外、ハイビームにこまめに切り替えることを広報するほか、歩行者については、夜間、反射材の活用や明るい色の服装の着用を呼び掛ける「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」を推進する。

ウ 自動車乗用中の交通事故被害の軽減と交通安全意識の高揚を図るため、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用気運を醸成する。

エ 「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の周知を図るとともに、自転車事故に伴う高額賠償への備えとして、加入が義務化された自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。

オ 高齢ドライバーの交通事故防止を推進するため、運転卒業証制度の周知や高齢運転者標識の普及促進を図り、高齢者の交通安全意識を高める。

カ 本県は恒常的に実勢速度が速いことから、県内道路利用者に対し、速度抑制を促す「スピードダウン運動」を推進する。

キ はみ出しによる交通事故は、重大事故につながる可能性が高く、関係機関・団体が連携して、「コースアウト4（し）ない運動」をはじめ、はみ出し事故防止の啓発を推進する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		県環境生活部（県民）
細 目	イ 歩行者の安全確保 (ア) 横断歩行者の安全確保		
1 計画の実施方針及び重点施策			
こども・高齢者・障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、運転者に対する指導、広報啓発活動等により、歩行者の特性を理解させる効果的な交通安全教育等の実施に努める。			

本来、歩行者の保護が図られるべき横断歩道上において、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務について強く周知する。運転者には、横断歩道に向かっている歩行者の横断の意思が明確でない場合であっても、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者保護意識の醸成を図る。

また、歩行者に対しても、横断歩道外横断や信号無視に起因する死亡事故が発生している実態を踏まえ、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった交通ルールの遵守を促す指導啓発を推進する。

2 計画の内容

(1) 安全運転意識の向上による歩行者保護の徹底

信号機のない横断歩道における歩行者優先ルールの徹底が十分ではないことから、運転者に対して、横断歩道前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

(2) 歩行者に対する交通安全教育及び指導啓発の推進

歩行者に対して、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった歩行者としての基本的な交通ルールの遵守及び信号機のない場所で横断する際は、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝える必要があることや、安全確認後に横断を開始し、横断中も周囲に気を付けるといった、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

(3) 「横断歩道ハンドサイン運動」の推進

信号機のない横断歩道において、歩行者による手上げ横断の合図（「渡ります」のハンドサイン）及び運転者による横断しようとする歩行者に対する合図（「お先にどうぞ」のハンドサイン）を周知徹底し、横断歩道における歩行者の安全確保及び運転者による歩行者優先意識の高揚を図る「横断歩道ハンドサイン運動」を推進する。

(4) 高齢歩行者に対する安全教育等の推進

高齢の歩行者は、加齢に伴う歩行速度の低下により横断に時間を要することで交通事故の危険性が高まることを踏まえ、横断時の交通事故防止のための交通安全教育を推進するとともに、運転者に対して、高齢者の行動特性について注意喚起を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		県環境生活部（県民）
細 目	イ 歩行者の安全確保 （イ）反射材用品等の普及促進		

1 計画の実施方針及び重点施策

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、反射材・ハイビーム活用促進の日（毎月9日）を中心として、反射材の直接貼付・着用の促進、前車や対向車がない場合は、ハイビームへのこまめな切り替え等について、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深める参加・体験型の交通安全教育を実施する。

2 計画の内容

(1) 「反射材・ハイビーム活用促進の日」の周知

夜間等、歩行中の交通事故を防止するため、県民に分かりやすいスローガン「9（く）つきり目立とう！9（く）らい道」を掲げ、反射材及びハイビームの活用を促す「反射材・ハイビーム活用促進の日」（毎月9日）を周知させる活動を推進する。

また、ハイビームの啓発に当たっては、他車を幻惑させる場合や、交通の妨げになる場合以外の活用を呼び掛けるほか、歩行者については、夜間の反射材や明るい色の服装の着用、自転車利用者については、ライトの点灯を呼び掛ける。

(2) セーフティ・ナイト・スクールの開催

反射材等の視認効果・使用方法等についての理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、反射材の展示や参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、夜間の交通事故防止を図るため、道路横断時の危険性、運転者からの歩行者の見え方、反射材の種類とその効果を実感させる参加・体験・出前型の夜間講習会を開催する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 山口労働局 教育庁（学安） 県総務部（学文） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	ウ 自転車の安全利用の推進 (ア) 自転車の安全対策の強化 (イ) 自転車の交通安全教育の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知及び交通安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進する。

2 計画の内容

(1) 全ての自転車利用者に対する交通ルール等の周知

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の周知を図りながら、学校、自転車関係事業者等と連携し、全ての自転車利用者に対して、自転車は「車両」であるという認識を徹底させるとともに、車両運転者として規範意識の更なる醸成を図るため、交通の方法に関する教則を活用するなど、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、自転車の交通ルール等の周知を図る。

自転車は、配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されているが、交通ルール等に関する理解が不十分なことを背景に、交通ルール等に違反する行動が多く、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有していることについて、交通安全教育の充実を図る。

特に、令和8年4月1日に自転車にかかる交通反則通告制度導入に関する規定を定めた道路交通法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、交通反則制度、いわゆる「青切符」制度について、自転車利用者への声掛けを積極的に行うとともに、関係機関・団体等とも連携を強化し、広報啓発に努める。

また、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図るための呼び掛け等も推進する。

さらに、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）の制度を適正に運用し、自転車利用者の交通ルール等に対する遵守意識を醸成する。

(2) 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進

効果的な取組を行っている民間事業者、関係団体等の知見を取り入れながら、心身の発達状況や利用目的等のライフステージに応じて、自転車の安全・安心な運転に必要な事項を習得することができるように、教育内容をまとめて策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえ、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体が、それぞれの教育機会に応じた交通安全教育を推進する。

また、警察は自転車の交通安全教育について優れた取組を行っている民間事業者等をウェブサイト上に公開することで、自転車の交通安全教育の実施主体（供給側）と、交通安全教育を受けようとするもの（需要側）とのマッチングを促進し、民間事業者等による自転車の交通安全教育の充実化を図る。

学校等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、講話のみならず実際の自転車を使用した参加・体験・実践型の自転車教室を開催する。

また、自転車の交通安全教育を受ける機会の少ない者への自転車安全教育の機会を提供するため、学校等の教育機関や企業等における教育の促進を図るほか、自転車販売店や自転車シェアリング事業者等に協力を求める。さらに、更新時講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者に対し、自転車事故防止に関する教育の実施に努める。

自転車安全教育の推進に当たっては、交通ルールを守らなかった場合の罰則（交通反則通告制度、いわゆる青切符制度を含む。）や事故発生リスク、事故の加害者になった場合の責任の重大性、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性についても理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動となるよう工夫する。

(3) 自転車指導啓発重点路線を中心とした指導取締りの強化

自転車指導啓発重点路線では、自転車や歩行者が多く通行する時間帯を中心に自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等、歩道通行者に危険を及ぼす交通違反に対して積極的な指導又は警告を行うなどして、自転車利用者の交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図る。また、悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じる。

(4) 自転車利用者のヘルメット着用と自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車の事故実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、保護者に対し、幼児や児童・生徒が自転車に乗車する際のヘルメット着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対してもヘルメットの着用を促進する。

また、令和6年10月1日に自転車損害賠償責任保険等への加入義務化等を定めた「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」が全面施行されたことに伴い、各種広報媒体を活用して、自転車利用者等に対する条例の周知及び自転車損害賠償責任保険等への加入を促進し、自転車利用にかかる交通事故防止や被害者の保護を図る。

(5) 自転車の安全利用意識の高揚

学校、教育委員会等と連携し、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進する。特に警察学生ボランティア（MILAI へ登録した学生、少年セーフティリーダーズ）を主体とした自主的な自転車安全利用指導を行うとともに、自転車指導警告票の情報を活用して、生徒の交通安全意識の高揚を図る。

(6) 自転車に同乗する幼児の安全確保

保護者に対して、幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において、安全性に優れた幼児二人同乗用自

転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席の場合はシートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

(7) 高齢者に対する安全教育

加齢に伴う身体機能低下の自覚とそれに応じた安全運転を促すとともに、自転車運転免許証の返納後の交通手段となり得ることを視野に入れた教育を推進する。

(8) 自転車の安全利用促進のための広報等の実施

全国的に展開される「自転車月間」に併せ、市町、交通安全山口県対策協議会傘下の関係機関・団体と連携した広報・街頭キャンペーンを実施する。

○ 自転車月間 5月1日から5月31日まで

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企・交指） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (ア) 妨害運転（あおり運転）防止に向けた 広報啓発活動の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であることを周知する。

2 計画の内容

(1) 妨害運転を受けた場合の対応方法の周知

妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく 1 1 0 番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの認定に役立ち、かつ、被害抑止にもつながることの周知を図る。

(2) 広報啓発活動の推進

妨害運転（あおり運転）防止に向け、SNS を含めたインターネット、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (イ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を引き続き推進するとともに、関係機関・団体、事業所等が一体となった飲酒運転根絶パレード等、飲酒運転の根絶の機運醸成を促す取組の展開を推進する。			

2 計画の内容

(1) 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、自転車を含む車両等を提供した者、酒類を提供した者及び自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等について、周知を図る。

(2) ハンドルキーパー運動の普及

交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して、ハンドルキーパー運動の普及に努める。

(3) 県民の規範意識の向上

地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に強化し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の更なる向上を図る。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関・団体と連携して推進する。

(4) 参加・体験型講習の実施

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、運転シミュレーターや飲酒体験ゴーグル等の活用により、身体にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させるなど、参加・体験型の交通安全教育を一層推進する。

(5) その他

飲酒運転をした者については、アルコール依存症が疑われる場合に、専門医療機関につなげる取組を継続的に推進するほか、各自治体で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 教育庁（学安） 県総務部（学文） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 （ウ）ながらスマホ対策の強化		

1 計画の実施方針及び重点施策

令和元年12月1日から、運転中にスマートフォンや携帯電話での通話や画面の操作・注視に対する違反が厳罰化されたが、いまだに運転中の「ながらスマホ」に起因する交通事故は発生していることから、その危険性や交通事故の実態を周知するための広報啓発活動や厳正な取締りを推進する。

2 計画の内容

(1) 広報啓発の推進

スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、関係事業者等や、安全運転管理者による教育の徹底を推進する。

(2) 交通安全キャンペーンの推進

シミュレーションを用いた「ながらスマホ」の体験等を通じた、その危険性を実感できる交通安全教育や携帯電話事業者等、関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた交通安全キャンペーンを実施する。

(3) 分析結果等の周知

据置き型のスマートフォンを注視することの危険性に関する事故実態等の調査・分析及びその結果を踏まえた周知を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企・交指・高速） 教育庁（学安） 県総務部（学文） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (エ) 後部座席を含めたシートベルトの正しい着用の徹底		

1 計画の実施方針及び重点施策

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進する。特に後部座席のシートベルトについて、着用率の向上を図るため、非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることの周知を図る。

2 計画の内容

(1) 広報啓発活動・交通安全教育の推進

地方公共団体、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトの着用効果を体験できる装置を用いた参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて全席におけるシートベルト着用の徹底の啓発活動等を展開する。

また、妊婦やその配偶者に対して、シートベルトの正しい着用が交通事故の被害から母体や胎児を守ることにについて、広報啓発を推進する。

(2) 着用促進のための指導の推進

様々な媒体を用いた広報活動を推進し、バスやタクシーの乗客となる者を含め、全ての座席でのシートベルト着用を促す指導を行う。特に、高速道路等においてはシートベルトの非着用によって、乗員が車外に放り出される可能性が高まり、重大な結果を招くおそれがあることから、交通指導取締り等のあらゆる活動を通じて全席シートベルト着用の徹底を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企・交指・高速） 教育庁（学安） 県総務部（学文） 県環境生活部（県民） 県健康福祉部（こども政策）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (オ) 児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底		

1 計画の実施方針及び重点施策

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。

2 計画の内容

(1) 広報啓発活動の推進

民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環

境づくりを推進するとともに、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない場合には、チャイルドシートを使用させることが望ましいこと等について、広報啓発を強化し、適切なチャイルドシートの使用の定着化を図る。

(2) 使用促進のための指導の推進

チャイルドシートの不適正使用時の致死率は、適正使用時と比較して格段に高くなることに注意を喚起し、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所、認定こども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進し、特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（高速） 中国地方整備局（山口河川国道） 県環境生活部（県民） 西日本高速道路（株）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (カ) 高速自動車国道における法定速度の引上げと逆走防止		

1 計画の実施方針及び重点施策

安全かつ円滑な高速自動車国道の交通を確保するため、改正道路交通法の周知、交通ルールへの遵守等の重要性について関係機関・団体と連携して広報啓発活動を実施する。

2 計画の内容

(1) 広報啓発活動の推進

令和6年4月から高速道路における大型貨物自動車等の最高速度が90キロメートル毎時に引き上げられたことに関して、大型貨物自動車等に限らない幅広いドライバーに対して、車種別の最高速度や通行帯等に係る交通ルールの遵守の重要性について交通安全教育を推進する。

また、高速自動車国道における逆走は、重大な事故に直結しかねない危険な行為であることについて、関係機関・団体と連携して広報啓発活動を推進する。

(2) 逆走事故・事案防止に向けた交通安全施設等の整備

道路管理者と連携して、誤進入防止のための標識・路面標示等の対策・充実の取組についても継続して推進するとともに、逆走事案を認知した際は、逆走事案発生箇所の現場点検を行い、再発防止に向けた交通安全施設等の対策・充実を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (キ) 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

二輪運転者の被害軽減を図るため、頭部・胸部等保護の重要性の理解促進を図るとともに、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推

進する。

2 計画の内容

(1) 広報啓発活動の推進

二輪車乗車中死者について、損傷主部位やヘルメット脱落の有無、プロテクターの着用状況等の分析結果を活用した効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 適正着用に向けた指導の推進

様々な媒体を用いた広報活動を推進するとともに、交通指導取締り等のあらゆる活動を通じて正しいヘルメットの着用の徹底とプロテクターの着用促進を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (ク) トラクター等の交通事故防止対策の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

乗用型トラクターの交通事故を防止するため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を図る。

2 計画の内容

農機具販売企業等への安全指導や作業用自動車の所有者に対する交通安全教室の開催、農業現場に関係する機関・団体、企業等に対する作業用自動車の確実な安全対策の徹底について指導を依頼するなど、安全対策の徹底を推進する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局 警察本部（交企）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 (ケ) 先進技術に関する正しい理解の促進		

1 計画の実施方針及び重点施策

衝突被害軽減ブレーキを始めとした先進技術について、ユーザーが性能を過信・誤解せず、正しく理解し利用するよう広報啓発を推進する。

2 計画の内容

先進技術に対する性能を過信・誤解を防止するための情報の公表により、A S V技術等の自動車の安全に関する先進技術の理解促進を図る。

また、自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等に対応するため、整備主任者を対象とした新技術に対応した研修等の実施により、整備要員の技術の向上を図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	オ 新しい小型モビリティの安全対策 (ア) 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進 (イ) ペダル付き電動バイクの安全対策の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

(1) 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進

特定小型原動機付自転車について、6キロメートル毎時の速度を超えて加速することができない構造である等の基準を満たす特例特定小型原動機付自転車が一定の要件を満たす場合のみ歩道通行が可能であり、それ以外の場合は歩道通行の禁止、車道における左側通行、車両用信号の遵守と停止線での停止、飲酒運転の禁止といった基本的な交通ルールやヘルメットの着用など、あらゆる機会を利用して安全教育を推進する。

(2) ペダル付き電動バイクの安全対策の推進

ペダル付き電動バイクについては、電動アシスト自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければならないほか、その運転には運転免許が必要であるなど、関係機関、販売事業者等と連携して周知を図る。

2 計画の内容

(1) 実態把握

全国で発生した関連事故・違反の特徴を把握、分析するとともに、県内におけるシェアリング事業やレンタル事業の展開状況、販売状況等の普及状況や走行実態を把握・分析する。

(2) 交通事故抑止に資する指導取締り

特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクの事故・違反の実態を踏まえた重点的かつ効果的な指導取締りを強化する。

(3) 販売事業者等に対する安全対策の強化

販売事業者、レンタル事業者、シェアリング事業者等に対し、利用者への交通ルールの周知やヘルメットの着用促進等の安全対策強化を推進するよう働きかける。

(4) 広報啓発の強化

ウェブサイト、SNS等の各種広報媒体、交通安全教育等の機会を通じて、交通ルールに関する広報啓発を推進する。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	カ その他 (ア) 効果的な広報の実施		

1 計画の実施方針及び重点施策

月別の広報重点を設定し、効果的かつ重点的な広報啓発活動を実施する。

また、地域・職域等の実情に即した効果的かつ具体的な推進計画を策定し、その実効を図る。

2 計画の内容

(1) 月別広報重点の設定

月別	広 報 活 動 重 点	月別	広 報 活 動 重 点
4 月	【新入学児童の交通事故防止】 ○ 春の全国交通安全運動に参加しましょう (4月6日～15日) ○ こども(新入学児童、園児)を交通事故から守りましょう	10 月	【薄暮時の交通事故防止】 ○ 明るい服装、早めのライト点灯に心掛けましょう
5 月	【春の行楽期の交通事故防止】 ○ 行楽期の交通事故防止に努めましょう ○ シートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう ○ 自転車の安全利用に努めましょう	11 月	【高齢者の交通事故防止】 ○ 高齢者の交通事故防止県民運動に参加しましょう (11月9日～15日) ○ 踏切ではしっかりと安全確認をしましょう
6 月	【梅雨期の交通事故防止】 ○ 梅雨期の交通事故を防止しましょう	12 月	【年末の交通事故防止】 ○ 年末年始の交通安全県民運動に参加しましょう (12月10日～1月3日) ○ 飲酒運転を追放しましょう
7 月	【夏期の交通事故防止】 ○ 夏の交通安全県民運動に参加しましょう (7月11日～20日) ○ 車間距離を十分にとり、スピードを控え安全運転に努めましょう ○ 飲酒運転を追放しましょう	1 月	【年始の交通事故防止】 ○ 新年に無事故を誓いましょう
8 月	【二輪車の交通事故防止】 ○ 二輪車の安全な乗り方を身につけましょう	2 月	【冬期の交通事故防止】 ○ 冬道を安全に走りましょう
9 月	【秋期の交通事故防止】 ○ 秋の全国交通安全運動に参加しましょう (9月21日～30日) ○ 高齢者の交通事故を防止しましょう ○ 交差点事故を防止しましょう	3 月	【こどもと高齢者の交通事故防止】 ○ 高齢者の交通事故防止県民運動に参加しましょう (3月9日～15日) ○ 交通安全について家族みんなで話し合いましょう

(2) 効果的な広報の実施

- ア テレビ、ラジオ、新聞、インターネットやSNS等のあらゆる広報媒体を活用し、交通事故実態や日常生活に密着した内容の広報を実施する。
- イ 対象の年齢等に応じた交通安全講習用DVDや交通事故パネル等の視覚教材を活用した広報啓発活動を推進する。
- ウ 通学で自転車を利用する機会の多い中高生や特定小型原動機付自転車を利用する若い世代を中心に、SNSを活用するなど、自転車や特定小型原動機付自転車の交通ルールについて、分かりやすく、かつ、効果のある広報啓発活動を推進する。
- エ 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、気運の盛り上げを図る。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	警察本部（交企） 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 普及啓発活動の推進		
細 目	カ その他 (イ) その他の普及啓発活動の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故発生実態の情報提供を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

2 計画の内容

(1) 高齢者に対する指導・啓発

交通死亡事故などの重大交通事故に占める高齢者の構成率が高いことから、県内で発生した交通事故現場等の写真など、身近な危険を示しつつ安全な交通行動を促すほか、高齢者宅への戸別訪問指導や運転卒業証制度の周知など、高齢者の交通安全意識を高める。

(2) 悪質性・危険性の高い交通違反防止の普及啓発

重大事故に直結する飲酒運転や最高速度違反、横断歩行者妨害などの危険性の周知を図るほか、通学路の児童生徒などの交通弱者を保護するために設置されている通行禁止の必要性などの広報啓発を行い、これらの違反の防止を図る。

(3) 「横断歩道ハンドサイン運動」の推進

信号機のない横断歩道において、横断歩行者とドライバーが相互に合図を行って意思疎通を図る「横断歩道ハンドサイン運動」を推進し、横断歩道における歩行者優先意識の醸成を図る。

(4) 「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」の推進

関係機関・団体と緊密に連携を図り、地域・職域等における夜間の「反射材の着用促進」と、先行車や対向車等がない場合のハイビームへの上手な切り替えを周知するための広報啓発活動を展開し、広く県民に浸透するよう努める。

(5) 「おもてなし交通安全県民運動」の推進

県民一人一人が交通の状況や相手の立場を考えた「思いやり」と「ゆずり合い」の「おもてなしの心」を持って、あおり運転等のない安心して快適に利用できる交通環境づくりを推進する。特に、来県される人々に対し、優しく親切な交通マナーで接することで山口県のイメージアップを図り、「交通安全県やまぐち」の実現を目指す。

(6) 速度抑制対策の推進

事故直前の速度が速いと事故時の衝撃が大きくなり、事故致死率が高まることから、スピードダウン県民運動等の速度抑制対策を推進し、県内の平均速度を低下させる取組を行う。

(7) 自動運行装置の理解促進

自動運行装置の機能や使用上の注意点の理解の促進を図るため、販売事業者等を通じた周知を含む広報啓発活動を推進する。

(8) 交通事故発生実態の情報提供

県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進するほか、県警ホームページにおいて事故データや事故多発地点に関する情報を「山口県交通安全マップ」として掲載し提供する。

(9) 関係機関・団体との交通安全に関する情報交換及び情報共有

交通安全山口県対策協議会等の関係機関・団体による会議を開催し、交通安全に関する情報交換や情報共有を図り、連携を強化するほか、交通安全に取り組む学識経験者、有識者等による、研究発表や成果発表、討議等を参考に、各種施策を推進し、県民の交通安全に関する意識を高める。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	県環境生活部（県民） 警察本部（交企）
項 目	(4) 民間団体等の主体的活動の推進		
細 目	ア 民間団体への支援の充実 イ 交通ボランティアの養成		

1 計画の実施方針及び重点施策

民間団体の主体的な活動を促進するため、連絡協議会を開催するなどして、交通安全に関する県民総ぐるみの交通安全活動を展開する。

さらに、交通指導員等の交通ボランティアに対しては、資質の向上に資する援助によりその主体的な活動等を図る。

また、交通ボランティア等の高齢化が進展する中、交通安全の取組を着実に次世代につなげていくよう幅広い年代の参画に努める。

2 計画の内容

(1) 交通安全協会等交通安全団体に対する協力支援

ア 一般財団法人山口県交通安全協会及び各地区交通安全協会等の交通関係団体と連携して、交通安全イベント、各種講習会を開催するほか、機関紙、広報チラシ等への資料提供を行い、広報啓発活動を推進する。

イ 山口県交通安全母の会が推進するこども、高齢者の交通安全思想の普及啓発活動に対する協力支援を行う。

(2) 山口県交通指導員等連絡協議会の活性化と交通指導員の育成

山口県交通指導員等連絡協議会の交通指導員等に対する講習会を開催し、交通指導能力の向上を図る。

(3) 地域交通安全活動推進委員による地域の交通問題解決活動の推進

公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員の活動促進を図り、地域における交通問題の解決に努める。

(4) 職域における交通安全活動組織の活性化

ア ブロックごとに参加・体験型の飲酒運転防止出前型講習を開催する。

イ 各地区の若者が中心となって取り組む主体的な交通安全活動を推進する。

(5) 山口県交通指導員による全世代への交通安全活動の推進

警察本部長が委嘱する山口県交通指導員を中心に、地域においてこどもから高齢者までの幅広い世代に対する交通安全指導の充実を図る。

(6) 交通安全・防犯講習会の実施

市町、交通関係機関・団体等が開催する交通安全に関する各種の研修会、講習会等に講師を派遣し、講演、指導助言を積極的に行い、交通安全活動への支援協力を行う。

(7) 事故情報の提供

県警察から情報提供された交通事故情報を日々各市町に配信するほか、市町単位の交通事故発生率、交通事故日報、交通死亡事故の特徴等を県ホームページに掲出し、各団体の活動を支援するための情報提供を行う。

種 目	1 交通安全思想の普及の徹底	実 施 機 関	県環境生活部（県民・環政） 警察本部（交企）
項 目	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働 の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策 交通安全は、県民の安全意識により支えられることから、県民参加型のイベントを開催する。			
2 計画の内容 (1) 無事故・無違反コンテスト150の実施 関係機関・団体と連携し、無事故・無違反コンテスト実行委員会主催で行う「2026無事故・無違反コンテスト150」を実施し、住民参加の交通安全意識の高揚と安全運転の習慣化を促進する。 ○ 実施期間 7月4日～11月30日 (2) エコドライブの推進 「山口県地球温暖化対策実行計画」に基づき、計画的な安全運転、やさしいアクセル操作、アイドリングストップ等を県民に呼び掛け、交通安全意識の高揚を図る。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交規）ア
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		警察本部（交企・交指）
細 目	ア 生活道路における交通安全対策の推進		県土木建築部（建設）イ・ウ
	イ 通学路等における交通安全の確保		県土木建築部（整備・都計）
	ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	中国地方整備局（山口河川国道） 教育庁（地連・学安） 県総務部（学文） 県健康福祉部（こども政策）	
1 計画の実施方針及び重点施策			
生活道路及び通学路等における歩行者優先の安全・安心な歩行空間を確保するため、公安委員会及び道路管理者等が連携し、生活道路、通学路等における歩道等の交通安全施設の整備や効果的な交通規制の実施等、きめ細かな事故防止対策を実施することにより、車両の速度抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の形成を推進する。			

2 計画の内容

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、公安委員会、道路管理者等が連携し、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、こどもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

生活道路において、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

その際、ゾーン30プラスを明示する法定外表示及び看板の設置のほか、信号機のない横断歩道とハンプを組み合わせたスムーズ横断歩道を始めとする物理的デバイス等の設置を促進する。また、車両速度の抑制、通過交通の排除に重点を置いた対策を実施するほか、道路標識・道路標示の高輝度化や横断歩道を強調するためのカラー舗装等を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進するとともに、路側帯の設置・拡幅等の安全対策を実施する。

さらに、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン（光学式交通情報収集提供装置）・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。

このほか、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく生活関連経路を構成する道路を中心として、信号機の音響機能、高齢者等感応式押ボタン、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。

加えて、交通事故実態の分析結果や住民要望等を踏まえ、横断歩行者妨害や通行禁止違反等の悪質性、危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた街頭活動を強化するほか、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路において可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度取締りを行うなど、歩行者保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。

(2) 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進するとともに、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

また、高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う幼児・児童の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボラード等の設置、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

さらに、中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、注意喚起看板の設置等、学校等とも連携した交通安全対策を面的に推進する。

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響信号機や歩車分離式信号等のバリアフリーへ

の対応型信号機、エスコートゾーン（視覚障害者誘導用道路横断帯）、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車マス等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。

あわせて、高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を確保する。

特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を連続的・面的に推進し、ネットワーク化を図る。

さらに、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（建設・整備・都計） 警察本部（交企・交規・高速） 西日本高速道路（株）
項 目	(2) 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化		
1 計画の実施方針及び重点施策			
高規格道路（「高速自動車国道」や「一般国道の自動車専用道路」等のことで、一般的に、自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路及び、これと一体となって広域的な道路ネットワークを構成するサービス速度が概ね 60km/h 以上の道路）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。			
2 計画の内容			
高規格道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、人優先の道路交通を形成する。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	中国地方整備局(山口河川国道) ア・イ
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進		警察本部（交規）ウ
細 目	ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消 作戦）の推進		警察本部（交企）エ
	イ 事故危険箇所対策の推進		警察本部（交指、高速）
	ウ 幹線道路における交通規制		県土木建築部（建設）オ
	エ 重大事故の再発防止		県土木建築部（整備・都計）
	オ 適切に機能分担された道路網の整備		県環境生活部（県民） 西日本高速道路（株）
1 計画の実施方針及び重点施策			
幹線道路における交通安全については、事故危険箇所を含め交通事故の発生割合の大きい区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では、これまでに蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性を確認した上で今後の対策に反映する「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策等、きめ細かく効率的な事故対策を推進する。 また、高規格道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体			

系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格道路の利用促進を図る。

2 計画の内容

(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

ア 交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

イ 全国の国道における交通死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、特に交通事故の発生割合の大きい区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。

ウ 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した交通事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。

エ 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を今後の新たな対策の検討に活用する。

(2) 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータを活用し潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、警察と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、信号機の改良、歩車分離式信号機の運用、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線の整備、区画線の整備、道路照明・視線誘導標の設置等の対策を推進する。

(3) 幹線道路における交通規制

ア 幹線道路における交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、道路交通実態等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

イ 高速自動車国道等においては、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。

ウ 交通事故多発区間においては、必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合には、臨時の交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

(4) 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、警察、道路管理者等が連携して交通事故対策を講じ、同様の交通事故の再発防止を図る。

また、対策後の効果検証と検証に基づいた必要な措置を講じ、更なる交通事故抑止対策を推進する。

(5) 適切に機能分担された道路網の整備

ア 高規格道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車の適切な分離を図る。

イ 一般道路と比較して死傷事故率が低く安全性が高い高規格道路等の整備やインターチェンジ

の増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

ウ 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

エ 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、警察により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

オ 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	西日本高速道路（株） 警察本部（交規・高速） 県土木建築部（建設・整備・都計）
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進		
細 目	カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

高速道路において事故が多発する雨天時や夜間における事故、道路構造上往復に分離されていない非分離区間の対向車線飛び出しによる重大事故、逆走車両による第三者巻き込み事故等の交通事故抑止対策を推進するため、引き続き多角的な事故分析を徹底するほか各種関連情報の収集を行う。また、交通事故分析に基づいた効果的で重点的な交通事故防止対策を関係機関・団体と連携して推進し、安全・安心な高速道路を目指す。

2 計画の内容

- (1) 交通事故の発生を抑止するため、事故分析に基づき、事故多発箇所を中心とした速度抑制及び漫然運転への注意喚起等のほか、逆走防止のための効果的な対策等を引き続き検討する。
- (2) 安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、事故や故障による停車車両の早期撤去や路上落下物の早期排除等を推進する。
- (3) 早朝・夜間に多発する貨物自動車に関係する重大事故を防止するため、関係機関等への働き掛けを実施するとともに、計画的で無理のない車両運行の広報活動を推進する。
- (4) 高速道路の安全・円滑利用を図るため、インターネットのほか各種媒体を活用して道路交通情報の提供を行い、高速道路利用者の利便性の向上を図るとともに繁忙期における渋滞軽減対策を推進する。
- (5) 渋滞区間における追突事故防止を図るため、情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行う。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（建設）キ
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進		県土木建築部（整備・都計）
細 目	キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設の高度化		警察本部（交規）ク 中国地方整備局（山口河川国道）

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策、歩行者、自転車及び自動車を適切に分離するための自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。また、交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化を推進する。

そのほか、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点（ラウンドアバウト）について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する。

(2) 交通安全施設の高度化

交通実態等に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。

また、道路の構造、交通実態等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるよう交差点名標識等を整備する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交規）ア・ウ・オ・カ・キ
項 目	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進		警察本部（交企）
細 目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理		県土木建築部（建設）イ、エ
	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		県土木建築部（整備、都計）
	ウ 幹線道路対策の推進		中国地方整備局（山口河川国道）
	エ 交通円滑化対策の推進	県総務部（学文）	
	オ I T S（高度道路交通システム）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	県環境生活部（県民）	
	カ 道路交通環境整備への住民参加の促進	県健康福祉部（こども政策）	
	キ 連絡会議等の活用		
1 計画の実施方針及び重点施策			
令和7年度から令和12年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定）に即して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、以下			

の計画により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理

公安委員会では、整備後長期間が経過した交通安全施設等の老朽化対策が課題となっていることから、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」（令和4年3月改訂）等を踏まえ、中長期的な視点に立った交通安全施設の更新、長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、退色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行う。

(2) 歩行者・自転車等対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えのもと、「ゾーン30」・「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

また、経過時間表示付き歩行者用灯器の整備による無理な横断防止対策や歩車分離式信号の整備、自転車通行空間の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車等の安全な通行空間の確保を図る。

(3) 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。

(4) 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、踏切除却等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

(5) ITS（高度道路交通システム）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御、その他道路における交通規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術等を用いて、交通管制センターの改良や自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により新交通管理システム（UTMS）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を積極的に推進するとともに、道路標識・道路標示や交通規制、信号機に関する意見・要望等を受ける「標識BOX」、「信号機BOX」等の意見箱を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

(7) 連絡協議会等の活用

警察と道路管理者が設置している「山口県道路交通環境安全推進連絡会議」やそのもとに設置

されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	観光スポーツ文化部（交政） 中国運輸局山口運輸支局 県土木建築部（建設・整備・都計）
項 目	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実		
1 計画の実施方針及び重点施策			
高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって住民や交通事業者等の幅広い関係者と共同で地域公共交通計画を策定した上で、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進する。 加えて、観光や福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交通のリ・デザインを全面展開することで、公共交通機関の利用促進につなげる。			
2 計画の内容			
令和7年（2025年）5月に策定された「「交通空白」解消に向けた取組方針 2025」（国土交通省「交通空白」解消本部）に基づき、まずは、集中対策期間（2025年度～2027年度）において、公共・日本版ライドシェア等の普及、民間技術・サービスの活用、地方運輸局等による伴走、共同化・協業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組みの構築など国による総合的な後押し等を通じて、「交通空白」の一つ一つの解消に取り組む。 また、地域交通の持続可能性、生産性、利便性の向上に向け、AI デマンド交通などデジタル技術を活用した新たなモビリティの導入を推進する。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（建設・整備） 中国地方整備局（山口河川国道） 警察本部（交規）
項 目	(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策 高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。			
2 計画の内容 平坦性が確保された幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備、音響信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、昇降装置付き立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車マス等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。 あわせて、信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等を推進する。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（整備・都計） 中国地方整備局（山口河川国道） 警察本部（交規）
項 目	(7) 無電柱化の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策 災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保はもとより、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化			

の一層の推進を図る。

2 計画の内容

無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）に基づく無電柱化推進計画を策定し、関係事業者と連携して無電柱化を推進する。

また、緊急輸送道路を対象に新設電柱の占用を禁止し、無電柱化を推進する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施	警察本部（交規）
項 目	(8) 効果的な交通規制の推進	機 関	
1 計画の実施方針及び重点施策			
地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で快適な交通流の維持を図る。			
2 計画の内容			
速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路では、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。			
また、駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民や貨物運送事業者等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。			
このほか、信号制御については、歩行者、自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号機の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用改善を推進する。			
さらに、公安委員会が行う交通規制の情報については、データベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（整備）ア・イ
項 目	(9) 自転車利用環境の総合的整備		県土木建築部（建設・都計）
細 目	ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進		中国地方整備局（山口河川国道） 警察本部（交規）
1 計画の実施方針及び重点施策			
クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する。			
また、自転車等の駐車需要の多い地域を中心に、利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。			
2 計画の内容			
(1) 安全で快適な自転車通行環境の整備			
「やまぐち自転車活用推進計画」に基づき、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。			

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。

さらに、自転車の交通ルールや交通マナーの啓発を推進する。

(2) 自転車等の駐車対策の推進

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市町や道路管理者、警察、鉄道事業者等が連携し、放置自転車等の整理・撤去等を図る。

特に、バリアフリー法に基づき、市町が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう、自転車等の違法駐車に対する指導取締りの強化や啓発活動のほか、自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（整備） ア
項 目	(10) I T S（高度道路交通システム）の活用		警察本部（交規） イ・ウ
細 目	ア 道路交通情報通信システムの整備 イ U T M S（新交通管理システム）の推進 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進		警察本部（高速） 中国総合通信局 中国地方整備局（山口河川 国道）

1 計画の実施方針及び重点施策

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムである I T S（高度道路交通システム）を引き続き推進する。

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報システム（V I C S）の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコンや、いままでの E T C の高速道路利用料金収受だけではなく、渋滞回避や安全運転支援といった、ドライバーに有益な情報を提供する E T C 2. 0 等のインフラの整備を推進する。

(2) 新交通管理システムの推進

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用して U T M S（新交通管理システム）の整備を行うことにより I T S（高度道路交通システム）を推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。

(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進

運転者に信号交差点への到着時における信号灯火等に関する情報を事前に提供することにより、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システムを始めとする U T M S を整備し、I T S（高度道路交通システム）を推進する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	中国地方整備局（山口河川国道） 中国運輸局山口運輸支局
項 目	(10) I T S（高度道路交通システム）の活用		
細 目	エ E T C 2. 0等デジタルデータの活用推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

全国の高速道路上や直轄国道上に設置されたE T C 2. 0路側機や自動車メーカーが保有するプローブデータを活用し、渋滞回避支援や安全運転支援等の情報提供の高度化を図り、交通の円滑化と安全に向けた整備・拡充を推進する。

2 計画の内容

収集した速度や利用経路、急ブレーキのデータなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用して、ピンポイント渋滞対策や交通事故対策、生産性の高い賢い物流管理など、道路ネットワークの機能を最大限に発揮する取組を推進していく。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局 警察本部（交規）
項 目	(10) I T S（高度道路交通システム）の活用		
細 目	オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
国民生活に不可欠なサービスを提供している道路運送事業の高度情報化により、サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減を図る。			
2 計画の内容			
バス・タクシーの利用促進に資する I T S 技術を活用したバスロケーションシステム・配車アプリの導入を推進する。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県観光スポーツ文化部（交政）
項 目	(11) 交通需要マネジメントの推進		警察本部（交規）
細 目	ア 公共交通機関利用の促進 イ 貨物自動車利用の効率化		県環境生活部（県民） 県土木建築部（建設・整備・都計）
1 計画の実施方針及び重点施策			
移動における公共交通機関の優位性の確立、移動の円滑化、公共交通利用への転換、効率的な自動車利用等の実現に向けた施策を推進し、道路交通渋滞の緩和による道路交通の円滑化を図る。			
2 計画の内容			
(1) 公共交通機関利用の促進			
道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、ハイグレードバス停やPTPSの整備、パークアンドバスライドやコミュニティバスの導入等のバスの利用促進を図るための施策を推進する。			
また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。そして、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアク			

セス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間、駅前広場、集約型公共交通ターミナル等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

(2) 貨物自動車利用の効率化

共同配送等による貨物自動車の積載効率向上や、宅配ボックスの設置、置き配が進む取組等の推進、宅配ロッカー等の多様な受取方法やゆとりを持った配送日時指定等を消費者がより自発的・積極的に選択する仕組の構築の支援など、再配達率削減に資する取組等による物流効率化を推進する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（整備）ア
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備		県土木建築部（建設）
細 目	ア 災害に備えた道路の整備		警察本部（交規）イ・ウ・エ
	イ 災害に強い交通安全施設等の整備		下関地方気象台
	ウ 災害発生時における交通規制		中国地方整備局（山口河川国道）
	エ 災害発生時における情報提供の充実		県総務部（防災）

1 計画の実施方針及び重点施策

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても、生活を支える安全で安心な道路交通を確保する。

2 計画の内容

(1) 災害に備えた道路の整備

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供や迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路の整備を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に避難場所等となるなど、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、その強化を図る。

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの導入や交通規制資機材の整備を推進する。併せて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新のほか、信号機に頼らない環状交差点（ラウンドアバウト）の導入を推進する。

(3) 災害発生時における交通規制

災害発生時における被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

(4) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

また、災害発生時には、警察や道路管理者が保有するプローブ（自動車走行履歴）情報や民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成し提供することで、リアルタイムのプローブ情報を活用しつつ、災害時における交通情報の提供を推進する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交規・交指）
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進		
細 目	ア きめ細かな駐車対策の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。			
2 計画の内容			
地域住民や貨物運送事業者等の意見・要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた交通規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交指）
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進		
細 目	イ 違法駐車対策の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
違法駐車取締りについては、地域の駐車実態や住民の意見・要望等を反映した取締り活動ガイドラインに基づき、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進するとともに、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、地域の駐車秩序の確立を図る。			
2 計画の内容			
(1) 取締り活動ガイドラインによる取締りと見直し			
取締り活動ガイドラインに基づいて、駐車監視員による放置車両の確認や駐車違反の取締りを推進するほか、定期的に取り締り活動ガイドラインの見直しを行い、違法駐車実態を反映したものとなるよう努める。			
(2) 使用者責任の追及			
運転者の責任を追及できない放置車両については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令を行うほか、繰り返し放置違反金納付命令を受けた車両の使用者に対しては、車両使用制限命令により使用者責任を追及する。			
(3) 車検拒否制度			
放置違反金の未納により、車検（継続検査又は構造等変更検査）拒否を受けた者に対しては、適切に説明・対応し、違法駐車の抑止効果が発揮されるよう努める。			
(4) 広報活動			

取締り活動ガイドラインの公表や、放置違反金制度及び放置違反金のキャッシュレス決済による納付方法の周知などにつき、あらゆる媒体を活用した広報活動を積極的に推進する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（都計・整備・建設） 中国地方整備局（山口河川国道）
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進		
細 目	ウ 駐車場等の整備		
1 計画の実施方針及び重点施策			
路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき、駐車場の整備と有効利用を推進する。			
2 計画の内容			
(1) 自動車交通が混雑する地区等において、計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備地区の指定、駐車場整備計画の策定について市町へ助言する。			
(2) 大規模建築物の建築に対して、必要な駐車施設の附置を義務付けるため、附置義務に係る条例の制定について市町へ助言する。			
(3) 官公庁の駐車場が利用されていない時間帯に地域住民等に開放するなど、既存駐車場の有効利用を図る。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交企・交規・交指） 中国地方整備局（山口河川国道） 県環境生活部（県民）
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進		
細 目	エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚		
1 計画の実施方針及び重点施策			
道路交通の安全と円滑を図るため、民間の駐車監視員と連携して、違法駐車の排除活動を行い、自治体や地域住民の自主活動を促し、違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。			
2 計画の内容			
(1) 広報活動の推進			
違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、テレビ、ラジオ、チラシ、SNS、市町広報紙、有線放送等の様々な媒体を活用し、県民への広報・啓発活動を推進する。			
(2) 地域交通安全活動推進委員制度の効果的な運用			
地域交通安全活動推進委員に対する指導教養を行い、同委員の資質向上と意識改革を図るとともに、同委員の効果的な運用を図る。			
(3) 放置駐車違反の取締り強化			
悪質・迷惑性の高い放置駐車違反に重点を置いた取締りを強化し、良好な駐車秩序の確立を図る。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交規・交企・交指）
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進		中国地方整備局（山口河川国
細 目	オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の 推進		県土木建築部（整備・建設）
1 計画の実施方針及び重点施策			

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分ではない場所を中心に、自治会、地元商店街等の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、行政や道路管理者に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車取締り、積極的な啓発活動等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

2 計画の内容

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、自治会、地元商店街等、地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、行政や道路管理者に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交規） 中国地方整備局（山口河川国道） 県土木建築部（整備）
項 目	(14) 道路交通情報の充実		
細 目	ア 情報収集・提供態勢の充実 イ I T S（高度道路交通システム）を活用した道路交通情報の高度化 ウ 分かりやすい道路交通環境の確保		

1 計画の実施方針及び重点施策

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化・多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、I C T（情報通信技術）を活用して、道路交通情報の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供態勢の充実

多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対して必要な道路交通情報を提供するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供態勢の充実を図るとともに、交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。

また、自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・交通情報提供装置等の信号機及び交通管制の情報化に資する事業を推進する。

さらに、I T S（高度道路交通システム）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S（道路交通情報システム）等の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

(2) I T S（高度道路交通システム）を活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞を解消するため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S（道路交通情報システム）の整備・拡充を積極的に図るとともに、カーナビ等を活用した情報提供の高度化により、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

(3) 分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るため、視認性・耐久性に優れた大型固定標識等の整備、系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

また、主要な幹線道路の交差点及びその付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置や案内標識の英語表記を推進するなど、国際化への対応に努める。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	警察本部（交規・交指） 中国地方整備局（山口河川国道） 県土木建築部（整備）
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等		
1 計画の実施方針及び重点施策			
工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。			
2 計画の内容			
(1) 不法占用物件等の排除等			
道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、交通指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。			
さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが多いことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。			
なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実と活用の拡大を図る。			
(2) 道路の掘り返しの規制等			
道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。			
さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（整備） 中国地方整備局（山口河川国道）
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		
細 目	イ 休憩施設等の整備の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応するため、「道の駅」等、休憩施設等の整備を推進する。			

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（都計）
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		教育庁(学安)
細 目	ウ こどもの遊び場等の確保		警察本部（交規） 県総務部（学文） 県健康福祉部（こども政策）
1 計画の実施方針及び重点施策			
こどもの安全な遊び場の確保や都市における良好な生活環境の確保等を図るため、都市公園法(昭和31年法律第79号)による公園整備の促進や公立小・中学校、高等学校の校庭等の開放促進に			

努めるとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童館、児童遊園の適正な管理を指導する。

2 計画の内容

(1) 都市公園の整備

こどもの安全な遊び場の確保、都市における良好な生活環境の確保等を図るため、都市公園における老朽化した遊具や施設の更新を計画的に進める。

(2) 児童館等の管理

児童が健全に育つ環境を確保するため、市町等が設置している児童館、児童遊園の管理が適正に行われるよう指導を行う。

(3) 学校の校庭等の開放

こどもの安全な遊び場の確保と健全育成のため、学校の校庭等の開放に努める。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（整備）
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		中国地方整備局（山口河川国道）
細 目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限		警察本部（交規、交指） 西日本高速道路（株）

1 計画の実施方針及び重点施策

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合や道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

2 計画の内容

(1) 道路構造の保全、交通危険の防止

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う。

(2) 危険物積載車両の通行の禁止又は制限

水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

種 目	2 道路交通環境の整備	実 施 機 関	県土木建築部（整備）
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		下関地方气象台
細 目	オ 地域に応じた安全の確保		中国地方整備局（山口河川国道） 警察本部（交規） 西日本高速道路（株）

1 計画の実施方針及び重点施策

冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として予防的・計画的な通行規制や集中的な除雪作業、凍結防止剤の散布の実施を推進する。

また、大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼び掛け等、道路情報板への表示やラジオ、SNS 等様々な手段を活用して幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通し、積雪による排気ガスからの被害を防止するための措置等を情報提供する。

さらに、安全な道路交通の確保を図るため、気象観測装置や管理用カメラを設置して路面状況等を収集し、インターネット上で道路情報提供を行うシステムの整備を推進する。

2 計画の内容

(1) 冬期における道路交通の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として予防的・計画的な通行規制や集中的な除雪作業、凍結防止剤の散布を実施する。

(2) 道路情報提供装置の整備

道路利用者の安全な通行を支援するため山間部の交通の要所となる道路や交通量が極めて多い主要幹線道路には、気象観測装置や管理用カメラを設置して路面状況等を収集し、インターネット上で道路情報提供を行うシステムの整備を図る。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（運免）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する 教育の充実		

1 計画の実施方針及び重点施策
指定自動車教習所の教習実態を把握し、適切な指導監督を行うとともに、教習指導員等の資質の向上に努め、新規運転免許取得者等に対する教育の充実を図る。
2 計画の内容
(1) 管理者会議の開催
指定自動車教習所管理者会議を開催し、教習所業務の適正化、教習及び講習の高度化を図る。
(2) 教習内容の充実
初心運転者による交通事故の特徴や事故事例等を踏まえ、実態に即した教習を行うとともに、視聴覚器材を活用した教習内容の充実を図る。
(3) 教習立会の実施
技能教習及び学科教習の立入検査を随時実施し、教習水準の維持・向上を図る。
(4) 交通事故発生時の安全点検の実施
教習所場内における人身事故及び教習所卒業の初心運転者による重大事故の発生時には、現場調査を踏まえた安全点検を実施し、事後の教習や講習に反映させる。
(5) 運転適性検査結果の活用
運転適性検査結果を活用し、教習生の特性や性格を踏まえた効果的な運転者教育を推進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（運免・交企）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	イ 運転者に対する再教育等の充実		

1 計画の実施方針及び重点施策

各種運転者講習の充実及び運転適性検査の実施等により、安全運転行動の実践できる運転者の育成に努める。

2 計画の内容

(1) 更新時講習の充実

講習委託講師に対する講習会を開催して、講師の資質向上を図るとともに、地域の交通実態等タイムリーな情報提供を行い、聴講者に対して、交通事故防止を喚起できる講習を実施する。

また、更新時講習での教本について、講習修了後も持ち帰って自宅等で活用することができるように、地域における道路交通の現状と交通実態等を分かりやすくまとめた使い勝手の良いものを配布するなど、講習効果の充実・強化を図る。

さらに、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に併せて運用が開始されたオンライン更新時講習について、県民への周知を図るとともに、円滑な実施に努める。

(2) 高齢者講習等の充実

指定自動車教習所との連携を図り、高齢者講習等については認知機能という身体的適性の低下に着目するのみならず、加齢を伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があること等について理解させる指導を行うなど、高齢ドライバーの交通事故実態を踏まえたものとなるよう講習内容の充実に努める。

(3) 初心運転者講習の効果的な推進

指定講習機関に対する指導強化等に努め、安全運転の知識及び技能の定着化を図る。

(4) 取消処分者講習の効果的な推進

講習指導員の指導能力の向上に努めるとともに、受講者の運転適性検査結果、違反歴等に基づく個人特性に応じた効果的な講習を実施する。

(5) 停止処分者講習の充実

被処分者への積極的な受講勧奨を行うとともに、講習設備及び講習用視聴覚教材の整備充実を図り、受講者の年齢や違反内容に応じた特別学級を編成する。また、講習指導員のレベルアップを図るとともに、実車指導や運転シミュレーター、C R T運転適性検査器等の結果に基づいた運転適性指導を行うなど、再教育効果が得られる講習に努める。

(6) 違反者講習の効果的な推進

社会参加活動の内容を充実させるとともに、再教育効果の上がる実車指導等を推進するなど、運転者としての危険性の改善と資質の向上が図られる講習に努める。

(7) 運転適性検査の推進

運転者の運転特性に起因する交通事故を防止するため、県内の各自治体、企業や団体等に対して運転適性検査の受検を勧奨し、同検査結果に基づく安全運転管理の促進を図る。

(8) 運転免許取得者教育認定制度の効果的な運用

運転技能及び道路交通に関する知識の向上を図るため、指定自動車教習所との連携を強化し、必要な指導、助言及び情報の提供に努め、運転免許取得者教育制度を効果的に推進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（運免）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育		

1 計画の実施方針及び重点施策

妨害運転等の悪質・危険な運転者に対して、迅速かつ的確な行政処分を行い、道路交通の場から早期に排除するとともに、実効のある再教育を行う。

2 計画の内容

(1) 処分者講習の効果的な推進

妨害運転等の悪質・危険な運転者に対して、受講者個々の運転上の性格、運転適性検査結果、運転経歴等に基づき、きめ細かな指導矯正を行い、実効のある再教育を図る。

(2) 処分者講習の充実

交通事故の悲惨さを訴えるために、視聴覚教材等を活用した講習を行い、運転者としての責任、道徳意識の高揚を図る。また、運転者の責任としての刑事上・行政上・民事上の責任について理解させる教養を実施するほか、交通裁判例等を引用して交通事故の重大性を認識させる。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（交企・運免）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	エ 二輪車安全運転対策の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
指定自動車教習所における教習及び技能検定制度の適正な運用並びに原動機付自転車講習の充実を図るとともに、関係機関・団体、地域、職域、学校等と連携して、二輪車安全運転講習会や二輪車安全運転競技大会等を通じて二輪車運転者の安全マインドの高揚を図る。			
2 計画の内容			
(1) 指定自動車教習所における教習及び技能検定制度の適正な運用			
ア 指定自動車教習所に対する検定立会等により、技能検定員等の資質の向上と教習内容の充実に努める。			
イ 指定自動車教習所で二輪車の教習に従事する指導員に対する研修会を開催して、指導員の教習技能の向上を図る。			
(2) 二輪車に対する参加・体験型の安全教育の推進			
自動二輪車の安全利用や被害軽減を図るためのプロテクター着用の重要性等について、参加・体験型の交通安全教育を推進する。			
(3) 二輪車安全運転競技大会の開催			
二輪車の交通事故を防止するため、一般財団法人山口県交通安全協会と連携して、毎年、二輪車安全運転山口県大会を開催し、二輪車運転者の安全意識の高揚を図る。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（交企・運免）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	オ 高齢運転者対策の充実		
1 計画の実施方針及び重点施策			
高齢化社会を背景に高齢ドライバーが増加し、交通事故に占める高齢者の割合も高水準で推移している。そこで、高齢者の加齢に伴う身体機能の低下が、交通行動に及ぼす影響について理解させるため、参加・体験型の交通安全教育を推進する。また、加齢に伴う身体機能の低下等を理由に運転免許を自主返納した高齢ドライバーに対する生活支援（運転卒業証制度）を充実させるため、支援企業・団体の拡充を推進する。			
2 計画の内容			
(1) 安全運転サポート車の普及啓発			
関係機関と連携し、安全運転サポート車を扱うディーラーを招致して、安全運転サポート車の展示・体験試乗イベントを開催するほか、高齢者講習や免許更新時等に配布する県警クリアファイルに安全運転サポート車等の企業広告を掲載することにより安全運転サポート車等の周知徹底と普及啓発を図る。			
(2) 高齢者講習等の効果的な運用			
ア 指定自動車教習所との連携を図り、認知機能検査、高齢者講習等の待ち日数の短縮、高齢者講習制度の円滑な運用に努める。			
イ 高齢者講習については、認知機能という身体的適性の低下に着目するのみならず、加齢に伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があること等について理解させる指導を行うなど、高齢ドライバーの交通事故実態を踏まえたものとなるよう講習内容の充実に努める。			
ウ 高齢ドライバーを対象に希望に応じて、身体機能低下に伴う運転上の課題等を自覚させるための無料の実車講習（交通安全定期診断）を指定自動車教習所で実施する。			
エ 指定自動車教習所と連携し、講習予約方法の改善を行うなど、高齢者の利便性向上に努める。			
(3) 参加・体験型の交通安全教育の推進			
地域の交通安全教育センターとして指定自動車教習所の一泊開放を呼び掛け、高齢ドライバーに対する参加・体験型の安全運転研修を推進する。			
(4) 高齢者等に対する教育の充実			
ア 運転技能検査の適切な実施			
令和4年5月に導入された運転技能検査について、実車による走行を行い、一時停止等の課題を通して運転技能を客観的に評価するとともに、その結果を踏まえた交通事故防止に資する安全指導を実施する。			
イ 認知機能検査の適切な運用			
75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図り、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配慮した対応に努める。			
ウ 受講等の促進			
早期予約の呼び掛けや受講対象者への待ち期間の短い実施機関の教示等、その円滑な実施のための取組を計画的に推進する。			
(5) 運転適性検査の推進			

運転適性検査車を派遣しての出前型運転適性検査や山口県総合交通センターでの運転適性検査を実施し、高齢者個々の運転適性や技能・判断力等の状態を自覚させることにより、安全運転意識の啓発を図る。

(6) 臨時適性検査等の確実な実施

ア 認知（臨時認知）機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症等の一定の病気の疑いがある運転者の把握に努め、検査が必要な場合は、臨時適性検査及び診断書の提出を受けて、早期に運転免許の取消し等の行政処分を行う。

イ 臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する専門医の確保を図るなど、検査体制の強化に努める。

(7) 高齢運転者標識の活用

高齢ドライバーの安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。

また、ほかの年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。

(8) 高齢ドライバーの交通事故防止対策の推進

高齢ドライバーに対する運転適性検査や交通安全定期診断等を実施して、自己の運転能力を認識させるなど、安全意識の高い高齢ドライバーを育成する。また、高齢ドライバーが、自らの運転能力等に気付き、個々の運転技能を認識した運転が行えるよう、運転適性検査等による自己診断を推進し、高齢ドライバーの交通事故を防止する。

(9) 戸別指導訪問等の推進

街頭活動等を通じて発見した要指導者に対して、家族を含めた安全運転のアドバイスをを行い、高齢ドライバーの交通事故を防止する。

(10) 無事故・無違反コンテストにおける高齢者の参加促進

「2026無事故・無違反コンテスト150」への高齢者の参加を促進し、高齢ドライバーの安全運転意識の高揚を図る。

○ 実施期間 7月4日～11月30日

(11) 運転免許自主返納制度の推進

高齢ドライバーの交通事故防止対策の一環として、県警察が実施している「運転卒業証制度」の効果的な推進を図るため、自主返納後の生活支援等について、関係機関・団体と連携し、更なる促進を図る。

(12) 安全運転相談活動をしやすい環境の整備

ア 関係機関・団体等と連携した広報を行い、「安全運転相談ダイヤル#8080」の認知度の向上に努める。

イ 高齢運転者、病気・障害により運転に不安を覚える者やその家族等の心情を理解し、その立場に寄り添った対応に努める。

(13) 運転免許申請時等における正しい申告の確保

一定の病状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。

その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること、一定の病状を呈する病気に該当することを理由として運転免許を取り消された者は、3年以内であれば運転免許試験

が一部免除されること及び再取得した場合には当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（運免・交企） 県環境生活部（県民）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	カ 外国人運転者対策の強化		
1 計画の実施方針及び重点施策 道路交法施行規則の改正により、令和7年10月から厳格化された運転免許関係手続における住所確認及び外国等の行政庁等の運転免許を有する者に対する運転免許試験の一部免除（いわゆる「外免切替」手続）における交通ルールの理解度や運転技能の確認について、制度の適切な運用を図り、我が国の道路交法法規の習熟や交通安全意識の高揚を図る。 2 計画の内容 (1) 免許取得時や更新時における交通安全教育の充実 (2) 制度の厳格な運用			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（交企）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	キ 自動車安全運転センターの業務の充実		
1 計画の実施方針及び重点施策			
自動車安全運転センターが発行する証明、通知及び調査研究業務等の充実を図るとともに、安全運転中央研修所を活用した高度な運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等に対し、参加・体験型の交通安全教育の充実を図る。			
2 計画の内容			
(1) 運転記録証明書の発行			
(2) SDカードや累積点数通知書による安全意識の高揚			
(3) 安全運転中央研修所が行う各課程の研修に対する受講の促進			
(4) 「2026無事故・無違反コンテスト150」への参加の勧奨			
○ 実施期間 7月4日～11月30日			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（交企・交指）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	ク 自動車運転代行業の指導育成等		
1 計画の実施方針及び重点施策			
自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図る。			
2 計画の内容			
(1) 自動車運転代行業者に対する立入検査の実施			
(2) 違法行為に対する厳正な取締り			
無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対する厳正な取締りを行う。			
(3) 安全運転管理者講習会等を通じての交通安全指導			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局 警察本部（交企）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実		

1 計画の実施方針及び重点施策

自動車運送事業等に従事する運転者の適性診断受診率の向上を図る。

2 計画の内容

自動車運送事業等に従事する運転者に適性診断を受診させることは運送事業者の義務であるため、あらゆる機会をとらえて受診漏れのないよう関係者に対して働き掛けるとともに、適性診断の実施者への民間参入を促進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（運免）
項 目	(1) 運転者教育等の充実		
細 目	コ 危険な運転者の早期排除		
1 計画の実施方針及び重点施策 運転免許の行政処分を適正かつ迅速に行い、悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除することにより、将来における道路交通上の危険防止を図る。 2 計画の内容 (1) 行政処分の早期執行による悪質・危険運転者の早期排除 運転免許停止処分等の該当者を発見した際は、停止処分等を早期に実施するほか、行政処分を拒む者に対しては、出頭命令書を交付するなどして出頭を担保する。 また、所在不明者に対しては、各種調査を実施するなど追跡調査の徹底を図り、悪質・危険運転者の早期排除に努める。 (2) 悪質・危険運転者対策の推進 飲酒、無免許、妨害運転等の悪質・危険な運転者及びそれらを助長する行為者（車両提供・酒類提供・同乗者、教唆者）への適正かつ迅速な行政処分手続を行う。 (3) 仮停止制度の積極的な運用 運転免許の仮停止対象事案が発生した際は、迅速かつ適切に運転免許の仮停止手続を行う。 (4) 一定の病気等の疑いがある運転者の早期発見 各種警察活動を通じて、一定の病気等の疑いがある運転者の早期発見に努め、医療機関等と連携して臨時適性検査等を実施し、安全な運転に支障のある運転者については、運転免許の取消し等の行政処分を行う。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	警察本部（運免）
項 目	(2) 運転免許制度の改善		
1 計画の実施方針及び重点施策			
マイナンバーカードと運転免許証の一体化のメリットについて引き続き県民への周知を図るとともに、人口動静や県民のニーズに対応した窓口の見直しを行い、運転免許業務の円滑な運用に努める。			
2 計画の運用内容			

(1) 一体化のメリットの周知による交通安全意識の醸成

マイナンバーカードと運転免許証の一体化手続、住所変更ワンストップサービス等の円滑な運用に努めるとともに、窓口におけるデジタルサイネージや更新連絡書を活用するなどして、優良運転者等に対するオンライン講習受講等のメリットを周知することにより、交通違反及び交通事故の防止に関する意識の醸成を図る。

(2) 県民の利便性向上に資する取組

運転免許更新手続の予約制、出張型運転免許手続の運用や日曜窓口の導入検討など、県民の利便性向上に資する取組を推進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施	警察本部（交企、交規）
項 目	(3) 自動運転等の安全の確保と支援	機 関	中国地方整備局（山口河川国道
1 計画の実施方針及び重点施策			
特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等を行うほか、遠隔操作型小型車の安全な運転の支援を行う。			
2 計画の内容			
(1) 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等			
特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化等の取組、特定自動運行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。			
また、安全で円滑な公道実証実験のため、ガイドラインや道路使用許可制度の適正な運用と事業者に対する周知を図る。			
(2) 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援			
遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。			
また、遠隔操作型小型車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図る。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施	警察本部（交企）
項 目	(4) 安全運転管理の推進	機 関	
1 計画の実施方針及び重点施策			
道路交通法に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習内容の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。			
また、安全運転管理者の業務として、運転前後の酒気帯び確認等の確実な実施について指導を強化する。			
安全運転管理者等の選任状況を的確に把握する取組を推進し未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化、安全運転管理業務の徹底を図るとともに、使用者、安全運転管理者等による下命・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。			
2 計画の内容			

(1) 安全運転管理者等講習会の開催

一般社団法人山口県安全運転管理者協議会に事業委託し、県下各地での講習会を開催する。

(2) 自動車運転代行業者に対する指導の推進

自動車運転代行業の適正化に関する広報啓発活動を推進するとともに、立入検査を行うなどして、業者及び所属する運転者の資質向上を図り、安全指導を徹底する。

(3) 使用者等への責任追及の徹底

過積載運転、過労運転等については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者・荷主等に対する背後責任の追及を徹底する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		
細 目	ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立		

1 計画の実施方針及び重点施策

事業用自動車の交通事故死者数・交通事故重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づき、関係者（行政、事業者及び利用者）が一体となり、安全体質の確立に向けた取組を推進する。

2 計画の内容

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善して、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、引き続き着実に実施するとともに、セミナー等を通じて中小規模事業者等への普及・啓発を図るなど、事業者の取組の深化を促進する。

また、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に対して事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティングの実施に対して支援を行うなど、社内での安全教育の充実を図る取組を推進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		
細 目	イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶		

1 計画の実施方針及び重点施策

飲酒運転を防止するため、点呼時におけるアルコール検知器使用の義務付け等により一定の効果が確認されているところ、点呼時に適切なアルコールチェックが行われていなかった事例や点呼後の乗務中に飲酒に及ぶ事例が確認されており、確実に飲酒運転防止対策を実施する。

また、近年、増加傾向にある「ながら運転」による事故や社会的関心が高い「あおり運転」についても、その撲滅に向けた対策を実施する。

2 計画の内容

点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止につい

て、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

さらに、スマートフォン画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行の進行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行うとともに、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知を図る。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		
細 目	ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等 新技術の開発・普及促進		

1 計画の実施方針及び重点施策

衝突被害軽減ブレーキ等の自動車の先進安全技術は、交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されるものであり、事業用自動車における先進安全技術の普及のより一層の促進を図る。

また、自動車運送事業者の運行管理に活用可能なICT（情報通信技術）は急速に発展しており、運行管理の質の向上による安全性、労働生産性の向上を実現するため、開発・普及を促進する。

2 計画の内容

自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

さらに、運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICTの開発・普及を促進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		
細 目	エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策		

1 計画の実施方針及び重点施策

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

2 計画の内容

ペダル踏み間違い時加速抑制装置など、事故防止に資する先進安全技術の普及を促進するほか、ノンステップバス等の導入や発動・制動時の安全確保を中心とした事故防止対策を重点的に推進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		
細 目	オ 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策		

1 計画の実施方針及び重点施策

輸送の安全確保を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとや運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を関係者と一丸となって実施する。

2 計画の内容

トラック・バス・タクシーの業態ごとの特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行うなど、フォローアップを実施する。

また、事業用自動車の運転者の高齢化、高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		
細 目	カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策		

1 計画の実施方針及び重点施策

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事故の背景にある組織的・構造的問題等についての調査を「事業用自動車事故調査委員会」が行っており、同委員会からの再発防止対策の提言を受けた対策を確実に実施する。

2 計画の内容

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、「事業用自動車事故調査委員会」による事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図り、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行い、客観性があり質の高い再発防止対策の提言を行うことにより、事業者等の関係者が適切に対応するよう、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進		
細 目	キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進		

1 計画の実施方針及び重点施策

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図る。

2 計画の内容

睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全 対策の推進		
細 目	ク 自動車運送業者に対するコンプライアンスの徹底		

1 計画の実施方針及び重点施策

事業用自動車の交通事故死者数・交通事故重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づき、関係者（行政、事業者及び利用者）が一体となり、コンプライアンスの徹底を図る。

2 計画の内容

関係法令の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。

また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめた総合的対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用する。さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全 対策の推進		
細 目	ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等		
1 計画の実施方針及び重点施策 自動車運送事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全 性評価事業（Gマーク制度）」及び「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及促進を図る。			
2 計画の内容 貨物自動車運送及び貸切旅客自動車運送を伴う業務を発注する際、安全性評価認定事業者が積極 的に選択されるよう関係業界団体と連携して普及促進を図る。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全 対策の推進		
細 目	コ トラック・物流Gメンによる荷主等への 是正指導の強化		
1 計画の実施方針及び重点施策 貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運行等の一因となっている荷主等による違反原因行為を是正することにより、貨物自動車運送事業の交通安全環境の実現を図る。			
2 計画の内容 トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導を強化することにより、違反原因行為を是正する。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	山口労働局
項 目	(6) 交通労働災害の防止等		
細 目	ア 交通労働災害の防止		
1 計画の実施方針及び重点施策 全業種に共通の重点対象として取り組む。特に、交通労働災害の多い道路貨物運送業、郵便事業、新聞販売業、社会福祉施設、建設業等について交通労働災害防止の徹底を図る。 2 計画の内容 事業場に対して交通労働災害の防止を定着させるため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導を行い、関係業界団体、関係行政機関等と連携して業界全体での取組を図る。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	山口労働局
項 目	(6) 交通労働災害の防止等		
細 目	イ 運転者の労働条件の適正化等		

1 計画の実施方針及び重点施策

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準」という。）の遵守を中心とした自動車運転者の適正な労働条件確保と過重労働防止を図る。

2 計画の内容

(1) 春・秋の全国交通安全運動の期間を中心に、道路貨物運送業等に対する監督指導の実施により労働基準法及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を図る。

(2) 自動車運転者に係る労働時間管理等に関し、事業場に対して労働時間管理適正化指導員による指導及び助言を実施する。

(3) 通報制度による関係機関との連携を行う。

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	県総務部（消保）
項 目	(7) 道路交通に関連する情報の充実		中国地方整備局（山口河川国道）
細 目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等		警察本部（交規）
1 計画の実施方針及び重点施策			
危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険物の性状、処理剤及びその調達先等、事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。 また、災害時の消防活動等を適切に行うための情報（危険物等に係る物質性状、消防活動要領等）を提供することを目的とし、消防庁に構築している危険物災害等情報支援システムの充実を図る。			
2 計画の内容			
危険物輸送時の事故による大規模な災害を防止し、災害が発生した場合の被害軽減に資するため、関係者に対して変更許可申請や危険物取扱者の乗車等、消防法令の遵守について指導するとともに、イエローカード（危険物の性状、処理剤及びその調達先等、事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行を推進する。 また、災害時の消防活動等を適切に行うための情報（危険物等に係る物質性状、消防活動要領等）を提供することを目的とし、危険物災害等情報支援システムの更なる充実強化を図る。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(7) 道路交通に関連する情報の充実		
細 目	イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全 対策		
1 計画の実施方針及び重点施策 国際海上コンテナの陸上輸送における安全確保を図る。			
2 計画の内容 関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等を記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送 マニュアル」について、関係者会議等において浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進 する。			

種 目	3 安全運転の確保	実 施 機 関	下関地方気象台
項 目	(7) 道路交通に関連する情報の充実		中国地方整備局（山口河川国道）
細 目	ウ 気象情報等の充実		警察本部（交規） 県総務部（防災） 県土木建築部（整備）
1 計画の実施方針及び重点施策			
道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速に取り得るよう、気象特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との情報共有やＩＣＴ（情報通信技術）の活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。また、道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。			
2 計画の内容			
(1) 気象予報・警報等			
気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「キキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼び掛ける。			
なお、気象情報の適時・適切な発表は、広範な観測資料の収集把握により可能となることから、国土交通省中国地方整備局及び県の機関は、下関地方気象台からの観測資料の照会に協力する。			
(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等			
地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。			

(3) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、量的降灰予報を適時・適切に発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告することとされている。

これを踏まえ、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(5) 気象知識等の普及・啓発

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識を普及し、情報の利活用を促進する。

種 目	4 道路交通秩序の維持	実 施 機 関	警察本部（交指）
項 目	(1) 交通指導取締りの強化等		
細 目	ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、交通指導取締り全般を、交通事故実態の分析に基づく交通指導取締り方針の策定（P l a n）、交通指導取締りの実行（D o）、交通指導取締りの効果検証（C h e c k）及び検証結果の次期交通指導取締り方針への反映（A c t）といったPDCAサイクルに基づいて管理し、限られた体制での交通死亡事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進する。

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

ア 飲酒運転のほか、著しい速度超過等の重大交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や住民要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起にも結び付く、広報と一体となった交通指導取締りを推進する。

特に速度違反の取締りに当たっては、速度に起因する交通死亡事故等の発生状況等を踏まえて路線、時間帯等を選定し、効果的な速度取締を県下全域において計画的に実施するとともに、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても取締りが行えるよう可搬式速度違反自動取締装置等の速度取締機器の整備を促進する。

なお、交通事故の分析結果等に基づく速度取締りの指針等については、「交通指導取締りの検証結果及び速度取締り指針」として山口県警察ホームページで公表する。

イ 妨害運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、広報啓発を強化するとともに、客観的な証拠資料の収集を積極的に行い、妨害運転や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等のあらゆる法

令を駆使して、厳正な捜査を徹底する。

ウ 信号機のない横断歩道における歩行者の優先等を徹底するため、運転者に対し、横断中はもとより横断しようとする歩行者の保護に資する交通指導取締りを重点的に行う。また、交通事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に関する交通指導取締りの徹底を図る。

(2) 取締りの適正性の確保

ア 交通違反取締りの適正性の確保のため、取締りの手段・方法を十分に検討するなど、業務管理を徹底した上で、交通違反取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入に向けた取組を強化する。

イ 交通指導取締りが真に交通事故抑止に資するものとなるよう、交通指導取締りによる事故抑止効果の検証、必要に応じた交通規制の見直しや違反をさせないための警戒活動の効果的な実施に努める。

(3) 街頭活動の推進

交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、警察官による交通監視や赤色灯を点灯させた白バイやパトカーでの警戒活動を推進するとともに、登下校時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。

(4) 悪質・危険性の高い違反取締りの強化

飲酒運転、無免許運転等、悪質・危険性の高い違反に対する交通指導取締りを強化するほか、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、確実な立件に努める。

また、飲酒運転について、アルコール濃度基準の厳格な適用を図るため、呼気中アルコール測定器等の飲酒運転取締機器の整備に努める。

(5) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

ア 自転車の取締りについては、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導警告を行うことを原則とし、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講じる。

また、自転車関連事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因等を分析し、真に交通事故抑止に資する指導取締りを推進する。

イ 違反者に対する指導警告は、運転に免許を必要としない自転車利用者が交通ルールに対する認識を高める機会でもあることを念頭に、違反者が自らの違反行為の危険性や交通ルールを順守することの重要性について理解できるよう、指導警告票を活用して効果的に行う。

(6) 通学路等における効果的な交通指導取締りの推進

通学路等における児童の安全確保の観点から、登下校時間帯において、各種交通規制の実効性を確保するため、積極的な指導・警告を行うとともに、可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度違反取締りを行うなど、登下校時間帯に重点を置いた真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

(7) 電動モビリティの利用者に対する交通指導取締りの強化

特定小型原動機付自転車については、悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置いて取締りを強化する。

ペダル付き電動バイクについては、無免許運転や通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する指導取締りを強化する。

その他の電動モビリティが確認された場合にも、該当する車両区分に応じた交通ルールが順守

されるよう、無免許運転や整備不良等の交通違反に対する取締りを徹底する。

(8) いわゆる白タク・白トラの取締りの強化

いわゆる白タク・白トラ行為については、関係機関との連携の下、抑止に向けた広報啓発活動を行うとともに、関連情報の収集・共有・取締り等を強化する。

取締りに当たっては、末端被疑者の検挙にとどまることなく、組織的な突き上げ捜査等による全容解明や上位被疑者等の検挙に努めるほか、犯罪収益の没収や車両使用制限等の制裁を複合的に実施することにより、効果的に白タク・白トラ行為の排除を図る。

種 目	4 道路交通秩序の維持	実 施 機 関	警察本部（高速）
項 目	(1) 交通指導取締りの強化等		
細 目	イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等		

1 計画の実施方針及び重点施策

高速道路では、単独事故から多重事故に発展するケースや、いわゆる「あおり運転」行為が大惨事に発展することがある。

これらの高速道路の特徴を踏まえた悪質・危険・迷惑性の高い違反の交通指導取締りを強化し、安全な交通流の確保と交通秩序の維持を図る。

2 計画の内容

(1) 分析に基づく交通指導取締りの推進

事故と違反のクロス分析を行い、事故が多発する区間等を重点活動区間に設定し、事故実態に即した重点的な交通指導取締りを推進する。

なお、分析結果に基づく速度取締り重点路線等については、「交通指導取締りの検証結果及び速度取締り指針」として山口県警察ホームページで公表する。

(2) 効果的な指導取締りの推進

悪質・危険・迷惑性の高い無免許運転や飲酒運転、著しい速度超過、車間距離不保持等の違反や交通の流れを阻害する通行帯違反を重点に指導取締りを推進するとともに、事故時の被害を軽減するためのチャイルドシート及びシートベルト装着義務違反等の指導取締りを推進するほか、県警航空隊ヘリコプターと連携した指導取締り等、効果的な指導取締りを実施する。

また、高速道路における速度超過の指導取締りを安全かつ効果的に推進するため、可搬式速度違反自動取締装置等の速度取締機器の導入を推進する。

(3) 警戒活動の推進

交通事故の発生場所、時間帯及び急カーブ連続区間等の道路状況に応じ、事故多発箇所付近に赤色灯を点灯させたパトカーを警戒配置するなどし、運転者に対する注意喚起と速度抑制を目的とした警戒活動を展開する。

(4) 広報啓発活動の推進

関係機関・団体と連携して、あおり運転の防止、高速道路における緊急時の対処法や無理のない運行計画、速度抑制、全席シートベルト着用及び逆走防止対策等の広報活動を推進し、運転者の遵法精神と高速道路の安全利用意識の高揚を図る。

種 目	4 道路交通秩序の維持	実 施 機 関	警察本部（交指）
項 目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
発生した交通事故事件について客観的証拠に基づいた適正かつ緻密な捜査を行うとともに、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成25年法律第86号）を正しく適用するため、捜査体制・装備資機材の充実強化を図る。			
2 計画の内容			
(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進			
交通事故事件捜査統括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や、交通事故鑑識官等による客観的証拠の収集などに基づき、公判を見据えた適正な初動捜査と捜査管理を推進する。			
(2) 危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底			
飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転等が疑われる交通事故を中心として、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査を徹底する。			
(3) 交通事故事件等に係る捜査力の強化			
危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件やひき逃げ事件等に対する捜査力を強化するため、交通鑑識を始めとした捜査体制の充実を図るとともに、捜査員に対する研修や個別指導を拡充する。また、自動運転車に関わる交通事故事件に適切に対応できるよう体制及び資機材を整備するなど、必要な取組を推進する。			
(4) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進			
3Dレーザースキャナ、車両故障診断装置用スキャンツール等の交通鑑識資機材等を効果的に活用することで、客観的証拠に基づいた科学的な交通事故事件捜査を推進する。			

種 目	4 道路交通秩序の維持	実 施 機 関	警察本部（交指・運免）
項 目	(3) 暴走族等対策の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
暴走族や、暴走族風に改造した旧型自動二輪車等を連ねて大規模な集団走行を行う旧車會グループ（以下「暴走族等」という。）に対しては、道路交通法のほか、あらゆる関係法令を適用した取締りを徹底するとともに、関係機関・団体と連携を強化して暴走族等を許さない社会環境づくりを推進する。			
2 計画の内容			
(1) 取締り等の強化			
ア 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め			
暴走行為に対しては、装備資機材を効果的に活用し、あらゆる法令を適用した検挙の徹底を図る。			
また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、関係警察署間で情報を共有し、集会等の主催者に対する指導警告、検問、よう撃活動等により、暴走行為等の封じ込め、徹底検挙を図る。さらに、複数の都道府県にまたがる広域暴走事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都道府県警察との連携と捜査協力を積極的に行う。			
イ 不正改造車両等に対する取締り			

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等、車両の不正改造等に対する取締りを推進する。また、車両の不正改造事案については確実に整備通告を実施するとともに、関係機関との連携強化により、不正改造業者に対する取締りも強化する。

ウ 暴走族グループ等の解体に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族グループ等に関する情報収集を行い、その実態を随時把握するとともに、構成員や周辺者らに対する個別指導・補導を実施するなどして、暴走族グループ等の解体、同グループからの離脱を促進するとともに、再組織化の防止を図る。

(2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分等の的確な実施に努める。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走行為を抑止するために各種交通規制を実施するとともに、道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する車両の不正改造の防止等の措置について関係機関・団体等に積極的に働き掛ける。

イ 暴走族等への加入防止対策の推進

暴走族等への人的供給を遮断するため、暴走行為に対する徹底検挙を通じて若年者やその保護者に警鐘を鳴らすとともに、中・高生を対象とする各種安全教室の機会を通じて、暴走族等の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族等への加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族等追放気運の醸成

各種メディアに対して、積極的に暴走族等による不法行為の実態、暴走族等の取締り状況等の資料提供を行うとともに、各種広報活動等を通じて暴走族等の追放気運の醸成を図る。

種 目	5 車両の安全性の確保	実 施	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	機 関	
1	計画の実施方針及び重点施策 これまで取り組んできた衝突時の被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え、事故を未然に防止する予防安全対策について、自動運転技術を含む先進安全技術のより一層の普及促進と高度化等を行い、更に充実させる。 なお、先進安全技術を円滑かつ効果的に社会に導入していくためには、安全性に関する基準の拡充・強化のみならず、運転者がその機能を正確に把握して正しく使用してもらうための対策や、不幸にして発生してしまった事故についても車両構造面からの被害軽減対策を拡充するとともに、事故発生後の車両火災防止や車両からの脱出容易性の確保等、被害拡大防止対策を併せて推進する。		
2	計画の内容 (1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 車両後退時の歩行者等の保護に係る国連基準等の国内導入を行うとともに、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）において引き続き基準調和を進めながら、車両の安全性向上に取り組む。		

(2) 先進安全自動車（ＡＳＶ）の開発・普及促進

先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）について、産学官の協力による ASV 推進検討会の下、車両の開発・普及の促進を一層進める。

(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車（サポカー）の普及が進む一方、認知ミスや操作ミスに起因する高齢運転者による事故が発生していることを踏まえ、更なる事故防止につなげるため、運転者や他の交通参加者に報知する技術の共通仕様について検討を行う。

種 目	5 車両の安全性の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用による自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられるものの、自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の活用促進と安全対策を促進する。			
2 計画の内容			
(1) 自動運転車に係る安全基準の策定			
国連自動車基準調和世界フォーラム（W P． 2 9）において、自動運転に係る基準等について、議論を主導する。			
(2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進			
交通事故削減や高齢者等の移動手段の確保などに資する自動運転について、安全を確保した形での普及・拡大に向け、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体の取組みを補助事業者により支援を行う。			
(3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進			
ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等についてユーザーへの周知方法を検討する。			
(4) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用			
令和6年10月に導入された「O B D検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」について、適切に運用していく。また、自動運転等の新技術を含む自動車の安全・環境性を確保するため、型式指定制度を着実に運用するとともに、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の適確な運用等に努める。			
(5) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進			
自動運転車の交通事故については、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析の実施が必要であり、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努める。また、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に入れた検討を行う。			

種 目	5 車両の安全性の確保	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進		
1 計画の実施方針及び重点施策			
自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情			

報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、先進安全自動車（ＡＳＶ）の安全に関する先進技術について国民の理解促進を図る。

2 計画の内容

通信を利用した衝突回避支援技術や後席乗員の障害予測が可能な事故自動通報システム等の評価目標への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価の取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。

種 目	5 車両の安全性の確保	実 施	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(4) 自動車の検査及び点検整備の充実	機 関	
1 計画の実施方針及び重点施策 先進技術の導入により自動車の構造が複雑化する中、使用過程においてその機能を適切に維持するためには、これまで以上に適切な保守管理が重要であり、特に自動運転技術は、誤作動を起こした場合は事故に直結する可能性が高いことに鑑み、その機能を適切に保守管理するための仕組みや体制の整備を図る。 2 計画の内容 (1) 自動車の検査の充実 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、関係機関と連携し、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「ＯＢＤ検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施する。 また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。 (2) 自動車点検整備の充実 ア 点検整備の充実 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し点検整備の確実な実施を図るため、9月・10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。 また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、「大型車の車輪脱落事故防止に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」により、事故防止対策を推し進める。 イ 不正改造車の排除 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、6月を強化月間とする「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車			

使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

(3) 自動車特定整備事業の適正化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。

また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援も推進する。

(4) 自動車整備技術の向上

令和2年4月に施行された特定整備制度について、電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

(5) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然として、ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

種 目	5 車両の安全性の確保	実 施	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(5) リコール制度の充実・強化	機 関	
1 計画の実施方針及び重点施策			
自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、引き続き、自動車製作者や装置製作者等からの情報収集を推進するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車について独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術検証を行う。			
2 計画の内容			
自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を強化するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。			

種 目	5 車両の安全性の確保	実 施	警察本部（交企）
項 目	(6) 自転車の安全性の確保	機 関	県環境生活部（県民）
1 計画の実施方針及び重点施策			
自転車の安全性を確保し、自転車事故を防止するため、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を周知し、適切に運用する。			
また、令和6年4月1日、「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の施行に伴い、自転車の安全性を確保するため、関係団体が実施している自転車の安全性向上を目的とする各種マーク制度（BAAマーク、TSマーク、SGマーク、JISマーク等の普及に努め、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運の醸成を図る。			
また、近年、自転車が加害者となる交通事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済を十全に図るため、関係機関・団体等			

と連携して、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。

さらに、薄暮時間帯から夜間における交通事故を防止するため、ライト点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の視認性の向上を図る。

2 計画の内容

(1) 関係機関と連携した点検制度の普及

山口県自転車軽自動車商協同組合等の関係団体と連携し、自転車安全整備制度による定期的な点検整備の徹底、T S マークを始めとする各種自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかけるなど、自転車の安全で適正な利用に向けた活動を推進する。

(2) 使用者自身による自転車点検の推進

自転車の日常点検・定期点検の必要性を呼び掛けるとともに、自転車使用者による自転車の安全点検方法等を自転車教室や交通教室の機会を捉えて指導・促進する。

(3) 自転車用反射材の普及

「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」を推進し、夜間の自転車の視認性の向上に効果のある反射材の普及と活用の促進を図る。

種 目	6 救助・救急活動の充実	実 施	県総務部（消保・防災）
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	機 関	県健康福祉部（医政）
1 計画の実施方針及び重点施策			
交通事故による負傷者の生存率を向上させるため、救助・救急体制の整備、充実を図るとともに、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。			
2 計画の内容			
(1) 救助体制の整備・拡充			
交通事故に起因する救助活動の増大や事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、消防防災ヘリを活用した市町消防機関等の救助体制の整備・充実を図るとともに、関係機関との連携を密にして救助活動の円滑な運用に努める。			
(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実			
大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、広域災害・救急医療情報システム等による情報の共有や、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。			
(3) 自動体外式除細動器（A E D）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進			
交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるためには、バイスタンダー（現場に居合わせた人）により、負傷者に対する迅速、適切な応急手当が行われるようにする必要がある。自動体外式除細動器（A E D）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図るため、消防機関における指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、普及講習の指導に従事する応急手当指導員や応急手当普及員の養成を推進する。			
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進、ドクターカーの活用促進			
プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるよう計画的に養成を図る。また、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液等の特定行為を円滑に実施するため、指導救命士を中心とした講習及び			

実習の実施を推進するとともに、ドクターカー（医師等が同乗する救急自動車）の活用促進を図る。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(5) 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車、救助資器材、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を進めるとともに、山口県広域災害・救急医療情報システムの効率的な活用により救助救急業務の円滑な運用に努める。

(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助・救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、消防学校や消防機関における教育訓練の充実に努める。

(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道における救急業務について、消防機関と協力して迅速かつ効果的な人命救助を行う。

また、西日本高速道路株式会社は救急業務実施市町等に対して財政措置を講じる。

種 目	6 救助・救急活動の充実	実 施	県健康福祉部（医政）
項 目	(2) 救急医療体制の整備	機 関	県総務部（消保）
1 計画の実施方針及び重点施策			
初期、二次及び三次救急医療機関、消防機関等の関係機関の協力・連携を密にし、救急医療体制の一層の整備充実を図り、救急患者の医療を確保する。			
2 計画の内容			
(1) 救急医療機関等の整備			
ア 初期救急医療体制の整備 救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備拡充するため、在宅当番医制の充実確保や準夜帯等の診療体制の整備を図る。			
イ 二次救急医療体制の整備 入院治療を必要とする救急患者は、二次医療圏ごとの病院群輪番制病院や共同利用型病院等により対応しており、参加病院の確保や地域内の医療施設の役割分担と連携を進めながら、診療体制の整備充実を図る。			
ウ 三次救急医療体制の整備 重傷及び複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受け入れる三次救急医療体制として、救命救急センターの整備や診察機能の充実強化等、更なる高度化を図る。			
(2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等			
ア 救急医療担当医師の養成等 医師修学資金貸付制度等により救急医療に携わる医師の養成・確保に努める。			

また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修への参加機会を確保し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

イ 救急医療担当看護師等の養成等

新人看護職員研修等において、救急医療に関する知識や技術の修得に向けた取組を支援するなど、看護師の能力の向上を目指す。

また、保健所等行政機関に勤務する保健師等を対象にした救急医療指導者講習会を通じて、地域における救急蘇生法等に関する普及方策等の企画・運営を行う者の養成を図る。

(3) ドクターヘリ事業の推進

事業主体である山口大学医学部附属病院を支援し、関係消防・医療機関との連携を促進する。

(4) 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及啓発と適正管理

心肺停止患者の救命率の向上を図るため、心肺停止患者の発生現場に居合わせた者が自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用して救急活動を的確に行えるよう、県民を対象としたＡＥＤ実技講習会を開催するなど普及啓発に努めるとともに、管理不備による重大事象の発生を防ぐため、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適正管理について設置者等への周知を図る。

また、緊急時の応急処置に役立てるよう、ＡＥＤマップを活用し、県内の設置状況を広く県民に周知する。

種 目	6 救助・救急活動の充実	実 施	県健康福祉部（医政）
項 目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	機 関	県総務部（消保）
1 計画の実施方針及び重点施策 救急医療機関への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化を図る。 2 計画の内容 県救急業務高度化推進協議会、地域メディカルコントロール協議会等を通じて、医療機関、消防機関、県医師会や郡市医師会、市町等との連携を図りながら、協力体制を確保する。 さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な事故が発生した場合に備えて、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制を確保する。			

種 目	7 被害者等支援の充実と推進	実 施 機 関	中国運輸局山口運輸支局 警察本部（交指） 県環境生活部（県民）
項 目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等		
1 計画の実施方針と重点施策			
交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりしており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要である。 このため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）等のもと、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。 特に、交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、重度後遺障害者			

に対する救済対策の充実を図る。

また、近年、自転車が加害者になる事故において、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済を図るため、関係団体等と連携して、自転車損害賠償責任保険等への加入を加速化する。

さらに、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受け、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を適時適切に提供し、被害者やその遺族に寄り添った支援を積極的に推進する。

2 計画の内容

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

被害者に対する適切な情報提供の徹底に係る保険会社（組合）への指導等及び指定紛争処理機関の保険（共済）金支払に係る紛争の調停等により保険（共済）金の支払の適正化を推進する。

(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者への救済の観点から、引き続き政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運営を図る。

(3) 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険の重要性等について広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

また、ペダル付電動バイクや電動キックボード等の新たなモビリティ利用者に対しても引き続き自賠責保険の加入促進を実施する。

(4) 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争のもと、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。

種 目	7 被害者等支援の充実と推進	実 施	県環境生活部（県民）
項 目	(2) 損害賠償請求に関する援助活動の推進	機 関	警察本部（交指）
1	計画の実施方針及び重点施策		
	地方公共団体における交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。		
2	計画の内容		
	(1) 交通事故相談活動の推進		
	ア 交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所等は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、その他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関・団体等との連携協調を図る。		
	イ 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図る。		

ウ 交通事故相談所等において各種広報を行うほか、地方公共団体のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し、広く相談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求に関する支援の強化

警察においては、救済制度の教示や交通事故相談活動の実施により、交通事故被害者等の支援を図る。

種 目	7 被害者等支援の充実と推進	実 施 機 関	警察本部（交指・運免） 中国運輸局山口運輸支局 県環境生活部（県民）
項 目	(3) 交通事故被害者等支援の充実強化		

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故被害者は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的に大きな打撃を受けたり、かけがえない生命を絶たれたりしている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことから、関係機関・団体と連携して交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を適時適切に提供するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を行うなどの被害者支援を積極的に推進する。

2 計画の内容

(1) 交通事故被害者等に対する適切な情報の提供等

平素から、交通捜査員に対して交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応の徹底を図るとともに、被害者連絡調整官の効果的な運用、犯罪被害者支援部門との緊密な連携等の組織的な被害者支援体制の構築に努め、交通事故被害者等に対して、交通事故の概要、捜査状況等を積極的に連絡する。

(2) 行政処分に関する情報開示

交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供に努める。

(3) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動の推進

「被害者手帳」及び「現場配布用リーフレット」の配布等により、刑事手続の流れ、交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件や無保険車両による交通事故の被害者に国が損害を補填する救済制度、各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、その心情に配慮した相談活動を推進する。

(4) 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

各種講習において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された講習用映像資料や手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより、交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

また、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子、パンフレット等を作成し、交通安全講習会等で配布することや、交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

(5) 関係機関等との連携の強化

交通安全活動推進センターにおける精神的被害に対するカウンセリング等を含む交通事故相談

の活用等、交通事故被害者等への関係機関に関する情報の教示に努める。

また、交通事故被害者サポート事業の中で開催する意見交換会等を通じ、支援に携わる関係機関等の意思疎通及び連携強化を図り、交通事故被害者等の精神的な支援の充実に努める。

(6) 公共交通事故被害者への支援

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るために国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネート機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）を担うこととしており、引き続き、関係者からの助言により、外部の関係機関とのネットワークの構築及び公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援に係る取組を着実に進めていく。

3 公共交通事故被害者への支援

航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室を活用し、事故被害者やその家族等に対する支援活動を行う。

種 目	8 研究開発の充実	実 施	警察本部（交企）
項 目	(1) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	機 関	
1 計画の実施方針及び重点施策			
高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移や変化する交通事情に対応して、高齢者が安全・安心に移動・運転できるよう適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性等を踏まえた効果的な交通事故防止対策に関する研究を推進する。			
2 計画の内容			
高齢化の進展に伴う高齢被害者事故の防止や歩行者事故を削減するため、被害者の追跡調査や道路交通現場における対象者の行動に関する調査研究を推進する。			

種 目	8 研究開発の充実	実 施	中国運輸局山口運輸支局
項 目	(2) 車両の安全に関する研究の推進	機 関	
1 計画の実施方針及び重点施策			
交通事故の発生要因が複雑化、多様化していることから、有効かつ適切な交通対策を推進するため、車両の安全に関する研究の推進を図る。			
2 計画の内容			
交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る技術や、万が一事故が発生した場合に乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る技術等の研究開発を推進する。			

種 目	8 研究開発の充実	実 施	県環境生活部（県民）
項 目	(3) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実	機 関	警察本部（交企）
1 計画の実施方針及び重点施策			
交通安全対策のより効率的・効果的・重点的な推進を図るため、交通安全運動終了後に各種対策の効果評価を行い、よりの確な実施結果を得ることによって、次回の交通安全運動から効率的かつ効果的な施策が行えるよう交通安全対策を図る。			

2 計画の内容

春・秋の全国交通安全運動における効果評価を実施する。

種 目	8 研究開発の充実	実 施 機 関	警察本部（交企） 中国運輸局山口運輸支局
項 目	(4) 安全な自動運転を実用化するための制度 の在り方に関する調査研究		
1 計画の実施方針及び重点施策 レベル3以上の自動運転の実用化や自動運転車へのインフラ支援等、先端技術の活用により、交通事故の更なる減少が期待されるところであり、今後の国際的な議論及び自動運転に関する技術の進展に留意しつつ、安全性の確保を前提とした自動運転を実用化するための交通ルールのあり方や安全性の担保方策等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進める。			
2 計画の内容 従来の「運転者」の存在を前提としない場合における交通ルールの在り方や、自動運転システムがカバーできない事態が発生した場合の安全性の担保方策等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進める。			

種 目	8 研究開発の充実	実 施 機 関	警察本部（交指）
項 目	(5) 交通反則金の納付方法の多様化		
1 計画の実施方針及び重点施策 現金以外の納付方法の導入に向けた取組を推進する。			
2 計画の内容 全国的な動きを注視し、実現可能な納付方法等についての検討を行う。			

令和8年度山口県交通安全実施計画			
第2 鉄道交通の安全			
種 目	1 鉄道交通環境の整備	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 西日本旅客鉄道（株）
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備		
1 計画の実施方針及び重点施策			
(1) 鉄道施設等の安全性の向上			
鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。			
研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。			
また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。			
さらに、駅施設等について、高齢者、視覚障害者を始めとする全ての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落事故を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を推進する。			
加えて、線路を横断しないよう注意喚起する看板の設置や侵入防止のための柵の設置等の対策について、協議会等を活用し、鉄道事業者や関係自治体等への情報共有等を図る。			
(2) 運転保安設備等の整備			
曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備については引き続き推進を図る。			
2 計画の内容			
鉄道施設等の安全性の向上及び運転保安設備等の整備を推進する。			

種 目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 西日本旅客鉄道（株）
1 計画の実施方針及び重点施策 運転事故の約 9 割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。 2 計画の内容 人身障害事故、踏切障害事故、鉄道妨害及び線路内立入り等を防止するため、全国交通安全運動、踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉え、広報活動等を行う。			

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 西日本旅客鉄道（株）
項 目	(1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用		

1 計画の実施方針及び重点施策

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、定期的又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、計画的な保安監査のほか、同種トラブル発生等の際にも臨時に保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなど、保安監査の充実を図る。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について、適切に措置を講ずるよう指導する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。

さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

2 計画の内容

(1) 保安監査の実施

定期的な保安監査は事業者の規模等を勘案し、適切な周期で実施するとともに、重大な事故等が発生した場合には、速やかに事故調査、保安監査等を実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

乗務員等の資質の向上が図られるよう、乗務員及び運転関係従事員に対する職場内教育・訓練等の充実を図るよう指導する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

事故等の情報に加え、安全上のトラブル情報を収集、共有化することにより、収集した情報の有効活用を図る。

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保	実 施 機 関	下関地方气象台 中国運輸局鉄道部 県総務部（防災） 西日本旅客鉄道（株）
項 目	(4) 気象情報等の充実		

1 計画の実施方針及び重点施策

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、

特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

2 計画の内容

- (1) 特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表、迅速な伝達を行い、効果的利活用の推進を図る。
- (2) 大雨、突風、地震、津波、火山等の監視・警報体制の整備、観測施設の更新を行う。
- (3) 線状降水帯による大雨の可能性を半日程度前から呼びかける気象情報や、線状降水帯が発生または発生しつつある場合に、気象防災速報（線状降水帯発生）や気象防災速報（線状降水帯直前予測）の提供を行う。

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 県総務部（防災） 西日本旅客鉄道（株）
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応		

1 計画の実施方針及び重点施策

国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供に当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

2 計画の内容

鉄道事業者に対する保安監査、運輸安全マネジメント評価及び全国交通安全運動等の機会を捉え、大規模な事故又は災害が発生した場合の情報伝達、事業者内における対策本部の設置、関係機関への情報展開と支援要請等を行う体制の構築状況について確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記の機会を捉え、輸送障害等に基づいて乗客等に情報提供を行う体制が構築され、適切に運用されているかについて確認する。

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 県総務部（防災） 西日本旅客鉄道（株）
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施		

1 計画の実施方針及び重点施策

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏

まえた運輸事業者の安全への取組と事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

2 計画の内容

中国運輸局が実施する「運輸安全マネジメント評価」は、保安監査と連携しながら、より効果的に実施する。

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部
項 目	(7) 計画運休への取組		下関地方气象台 県総務部（防災） 西日本旅客鉄道（株）

1 計画の実施方針及び重点施策

鉄道事業者に対し、大型の台風等が接近・上陸する場合等、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される場合は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

2 計画の内容

気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される場合は、前広に情報提供した上で計画運休等を行うことにより安全確保に努めるよう指導する。

種 目	4 鉄道車両の安全性の確保	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部
-----	---------------	------------	----------

1 計画の実施方針及び重点施策

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

2 計画の内容

車両に起因する事故等が発生した場合、必要により車両の緊急点検の実施について指示する。

また、鉄道事業者に対する保安監査等の機会を捉え、車両検査においては、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上、それに対応した検修担当者の教育・訓練の実施による検査体制の充実、及び検査データ並びに故障データ等の分析に基づく保守管理等、車両の信頼性向上に努めるよう指導する。

種 目	5 救助・救急活動の充実	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 県総務部（消保） 県健康福祉部（医政） 西日本旅客鉄道（株）
-----	--------------	------------	--

1 計画の実施方針及び重点施策

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

また、鉄道職員に対する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

2 計画の内容

避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、関係機関との連携・協力体制の強化を図るとともに、事故復旧、非常召集等の訓練を実施するよう指導する。

令和8年度山口県交通安全実施計画			
第3 踏切道における交通の安全			
種 目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 中国地方整備局（山口河川国道） 県土木建築部（建設・整備・都計） 西日本旅客鉄道（株）
1 計画の実施方針及び重点施策 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっては、原則、立体交差化を図る。 加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良、カラー舗装、歩行者等立体横断施設の設置、規制看板の設置によるピーク時の流入抑制や駐輪場整備等の一体対策を促進する。 また、踏切横断交通量削減のため、駅の出入り口の新設や密接関連道路の整備等の踏切周辺対策を促進する。歩道が狭隘な踏切道についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように、歩行者滞留を考慮した踏切拡幅等、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめ及び令和6年1月に改訂した「道路の移動円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、平滑化や踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。 2 計画の内容 各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元、これまでの対策実施状況等を「踏切道安全通行カルテ」にまとめ、各踏切道の状況を踏まえた効果的な対策を推進する。 なお、踏切事故の防止を図るため、「山口県踏切道改良協議会合同会議」、「山口県踏切道改良検討会」等の機会を活用して関係機関間の連絡・調整をより一層緊密に行い、踏切道の構造改良等の円滑な実施を図る。			

種 目	2 踏切道の統廃合の促進	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 西日本旅客鉄道（株）
1 計画の実施及び重点施策 第3種、第4種踏切道等地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについては、その利用状況、う回路の状況等を勘案して統廃合・除却を促進する。また踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道についても同様に統廃合・除去を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小である場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。 2 計画の内容 第3種、第4種踏切道の統廃合・除却を図るため、「山口県第4種踏切道検討会」を設置し、関係機関間の連絡・調整を緊密に行い、踏切道の統廃合・除却の実施を図る。			

種 目	3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 警察本部（交規） 西日本旅客鉄道（株）
1 計画の実施方針及び重点施策 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行うとともに、統廃合や踏切遮断機の整備が困難な踏切道に対して、歩行者等の直前横断等を抑止するためのゲートや柵等の設置等踏切事故の減少が期待できる設備の整備を促進する。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況や事故の発生状況等を勘案して必要に応じて障害物検知装置、オーバーハング型警報装置及び大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化や、A I 等を活用した更なる踏切安全対策を推進する。 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じて自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。 2 計画の内容 第3種、第4種踏切道における踏切保安設備の整備を促進し、事故防止効果の高い踏切道への改良を図る。			

種 目	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	実 施 機 関	中国運輸局鉄道部 中国地方整備局（山口河川国道） 警察本部（交企・交規・交指） 県土木建築部（整備、建設） 西日本旅客鉄道（株）
1 計画の実施及び重点施策 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切道安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切道の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関への踏切事故防止パンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動及び緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消やう回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進す			

る。

2 計画の内容

- (1) 各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元、これまでの対策実施状況等を「踏切道安全通行カルテ」にまとめ、「山口県踏切道改良協議会合同会議」、「山口県踏切道改良検討会」等の機会を捉え、関係機関の間の連絡・調整により踏切道の状況を踏まえた効果的な対策を推進する。
- (2) 交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの期間中における踏切通行者に対する指導、広報活動を推進する。
- (3) 警察・消防、道路管理者及び鉄道事業者間で緊急時の踏切道の長時間遮断の対応について、連絡体制の構築が図られるよう、調整等を行う。